## 平成29年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年3月7日

招集場所 野洲市役所議場

応 招 議 員 1番 稲垣 誠亮 2番 北村五十鈴

3番 荒川 泰宏 4番 丸山 敬二

5番 岩井智惠子 6番 髙橋 繁夫

7番 太田 健一 8番 野並 享子

9番 東郷 正明 10番 中塚 尚憲

11番 上杦 種雄 12番 市木 一郎

13番 山本 剛 14番 鈴木 市朗

15番 矢野 隆行 16番 梶山 幾世

17番 坂口 哲哉 18番 河野 司

19番 立入三千男 20番 欠 員

不応招議員なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市	長	山仲	善彰	教	育	長	川端	敏男
政策調整部	長	寺田	実好		間整部政 成戦略担	—	大藤	良昭
総 務 部	長	遠藤	伊久也	市」	民 部	長	上田	裕昌
健康福祉部	長	瀬川	俊英		畐祉部政 ・子育て支持	—	辻村	博子
都市建設部	長	小山	日出夫	環境	経済部	羽長	白井	芳治
教 育 部	長	藤池	弘	政策	調整部	<b>火長</b>	川端	美香
総務部次	長	竹中	宏	広報	秘書訓	果長	服部	道和
/ n → / . → m	_	1.1-4	DV 177					

総 務 課 長 赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長 立入 孝次 事務局次長 辻 義幸

書 記 吉川 加代子 書 記 佐々木美砂子

## 議事日程

諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第1号から議第37号まで (平成29年度野洲市一般会計予算 他36件) 質疑
- 第3 議第1号から議第12号まで、議第19号から議第35号まで (平成29年度野洲市一般会計予算 他28件) 常任委員会付託
- 第4 議第13号から議第18号まで、議第36号及び議第37号(平成28年度野洲市一般会計補正予算(第5号) 他7件)討論、採決
- 第5 代表質問

開議 午前9時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(坂口哲哉君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、2月28日と同様であり、 配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第11番、上杦種雄議員、第12 番、市木一郎議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、議第1号から議第37号まで、平成29年度野洲市一

般会計予算他36件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

なお、質疑にあたっては、自己の意見を述べることはできませんので、簡単明瞭にされるように希望いたします。

念のため申し添えます。質疑とは、疑問の点を質すことではございません。よろしくお 願いいたします。

まず、第8番、野並享子議員。

○8番(野並享子君) おはようございます。

議第1号平成29年度野洲市一般会計予算について質疑を行います。

教育費の197ページ、予算資料の143ページの準用保護児童生徒就学援助の援助費について、国の補助単価が29年度予算案で、要保護世帯の新入学児童生徒の入学準備金が2倍に引き上げられました。小学校で2万470円が4万600円、中学校で2万3,550円が4万7,400円になります。野洲市でも引き上げをされるのか、まずお尋ねをいたします。

また、全国的に入学前支給を実施、検討する自治体が広がっています。神奈川県大和市では、中学校入学に必要な制服、ジャージなどを購入のため、年内に制服の注文ができるように12月の支給に変更され、既に実施されています。野洲市では就学援助を受けている方は小学校、中学校で何人か。また、新1年生は現在何人申請されているのか。また、入学前に支給することは考えておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

2点目、予算書246ページ、予算資料170ページの学校給食費で、材料費2億5,000万円計上されています。貧困と格差が広がり、学校給食費の無償化や助成を行う自治体が全国で62自治体に広がっています。全額免除のところや第3子以降無料とかいろいろなところもあります。子育て世帯の方々から給食費の無償化の声が出されています。滋賀県内では長浜市が無償化を実施しています。給食費を滞納している世帯は何世帯か、お尋ねをいたします。

議第4号平成29年度野洲市介護保険事業会計予算についてお尋ねをいたします。

介護保険制度が2000年4月1日から実施され、16年たちました。このときのスローガンは、いつでも、どこでも、誰でも介護が受けられるということで、40歳から死ぬまで保険料を払うことが決められました。これ以前の高齢者は家族介護が基本であり、高

齢者に対する虐待がひどいものでした。家族の介護から社会全体で介護するシステムになり、一人暮らしの方も自宅で暮らすことが可能になりました。また、重症化にならないために予防介護も充実され、要支援1、2の方々も介護保険が適用され、野洲市においてもデイサービスや生活支援サービスを活用し、住み慣れた自宅で、地域で、自分らしい暮らしをすることができています。

しかし、政府は、介護保険の費用が増大し、団塊世代が75歳以上になる2025年を 目処に、地域のボランティアなどで生活支援や介護予防をするように、介護保険制度を改 悪しました。さらに、要介護1、2の生活支援も同様に地域のボランティアなどにするこ とが検討されています。介護保険認定者の6割が介護保険から外される状況になります。

昨年6月、野洲市が92名の自治会長、105名の民生委員、88名の老人クラブの方々285人に発送され、213人から回答が寄せられた地域事業に関するアンケート調査結果においても、民生委員さんの困りごとの中で、「地域に頼るだけでなく、公助の施策は必要」「自治会活動や行政の求める事業は3世帯同居が基本になっている」などの声があります。老老介護や一人暮らし世帯や高齢化率が高い自治会など、地域が抱えている問題は明らかです。

29年度予算で、総合事業に移行する予算も計上されておりまして、以下のことを質問いたします。

介護保険全体の予算が前年に比べ1億5,275万9,000円増額になっています。 増額の原因を伺います。

2つ目、予算書の97ページ、予算資料の213ページで、前年度ゼロから新規の介護 予防・日常生活支援総合事業費として計上されています、新規で短期集中予防として、訪 問型45名や通所型270名、3カ月の集中のC型ですが、栄養や口腔機能が3カ月で改 善するものではありません。その後どのようにつないでいくのかお尋ねいたします。

3つ目、訪問介護サービス、通所サービス、通所型サービスAが、それぞれ予算化されているが、対象人数は何人か。認定者と認定率とサービスを利用されている受給率は何%か、お尋ねいたします。

4点目、予算書99ページ、予算資料215ページに一般予防事業費として1,781 万円計上されていますが、前年度では一次予防ということで計上されていました。同じぐらいの費用であります。ふれあいサロンや自主グループ活動支援や、百歳体操支援、ふれあいサロン、筋トレ自主グループ支援などに対する予算であります。それぞれ何カ所、何 人の支援なのか、お尋ねをいたします。

5点目、一般介護予防事業は継続事業ですが、今後総合事業として展開される事業ではないでしょうか。介護予防活動推進事業補助金に前年とほぼ同額の1,297万円計上されています。昨年のアンケートの結果で、自治会でのボランティア活動実施状況で、必要と答えながら8割はないと答えています。考察で今後ボランティア活動がない地域で、どのようにして日常生活を支援すればいいか検討していく必要があると書かれていますが、今後この事業に対しての取り組みはどのように展開されるのかお尋ねいたします。

6点目、日常生活支援総合事業において、調理、掃除、送迎、買い物、ごみ出しなども行うことになっていますが、アンケートでは要支援レベルの高齢者が必要としている調理、掃除などのボランティアはありませんでしたと書かれています。このサービスはどのように展開されるのかお尋ねいたします。

7点目、予算書の103ページ、予算資料の217ページに、包括支援事業の体制整備事業費にコーディネーターの設置をするということで、委託料764万円計上されています。来年度1名を社会福祉協議会に配置するということですが、今後の計画では4月から社協にコーディネーターの1名の配置、地域の支え合う意識の共有を図るための研修会の開催、第1層協議体の開催、第2層の小学校区の実情に合わせ順次研究会を立ち上げ、研究会を経て協議体を開催と説明がされました。高齢化率が高い自治会などでは、協議体ができない場合はどうされるのか、自宅で取り残されるのではないかと思いますが、答弁を求めます。

8点目、地域支援事業の財源構成で、市町村が19.75%となっています。約2割の 負担となり、現在、市町村の12.5%の負担と比べ市町村の負担がふえ、大変になるの ではないかと考えますが、答弁を求めます。

議第25号野洲市税条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。

今回の税条例の改正については、国の法律の改正に伴うものであり、野洲市として変えることはできないと思いますが、市税の収入に大きく影響される内容であり、質問いたします。

第34条の4において、法人税割の税率が100分の12.1から100分の8.4に 3.7ポイント引き下げられます。消費税の導入とあわせてということになっていますの で、2年半先のことでありますが、市税収入の影響をお尋ねいたします。

○議長(坂口哲哉君) 教育部長。

○教育部長(藤池 弘君) 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員の平成29年度野洲市一般会計予算に関する、まず就学援助児の関連のご質問にお答えをします。

まず、入学時の費用の国の補助単価の引き上げに合わせまして、市の準用保護児童生徒 就学援助費の新入学学用品費の支給ができますように改定して進めていく予定をしており ます。

次に、就学援助を受けておられる方でございますが、平成28年度では、小学校で26 3名、中学校で167名でございます。

次に、新1年生の申請人数ですが、現在、学校で受け付け中ですので最終の数値ではございませんが、現在、教育委員会の方で把握していますのは、小中合わせまして5名でございます。

続きまして、入学前の支給につきましては、先の議会でも答弁をいたしましたように、 いろいろ検討させていただきましたので、その経過を踏まえましてお答えをさせていただ きたいと思います。

まず、平成29年度につきましては、従来どおり入学後に支給をさせていただきます。

入学前に支給することにつきましては、支給後に転出された場合の支給額を返還などの、いろんな課題がございまして慎重に検討する必要があると考えております。ただ、中学校の新入学学用品費の支給につきましては、小学校からの継続の方が多いのではないかと想定されますので課題も少ないとの判断から、事務の進め方などは十分に検討した上で、その後、環境が整った時点で、中学校につきましては入学前の支給を実施していきたいと考えています。

次に、2点目の学校給食費に関するご質問にお答えをいたします。

給食費の滞納世帯数につきましては141世帯でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

- ○議長(坂口哲哉君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(辻村博子君) 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員の議第4号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計予算について のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の全体の予算額が増額となった要因についてでございます。

平成29年度予算は、前年に比べ1億5,275万9,000円増額となっております

が、これは例年どおりの伸びであり、要因としましては要介護認定率の上昇に伴います要 介護認定者の増加による給付費の増額となっております。

2点目の短期集中予防 C終了後の対応についてでございます。

短期集中予防Cは、保健、医療専門職が生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、 必要な指導を行うものとなっております。

プログラムは約3カ月間でございますが、終了時点でのご本人の状態を評価し、必要に 応じて通所型サービスや地域の運動ができる通いの場などをケアプランの中に位置づけ、 継続して介護予防に取り組んでいただけるように支援をしたいと考えております。

3点目でございます。

訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス、通所型サービスAの対象者数でございます。この人数でございますけれども、訪問介護相当サービスの中に訪問型サービスAもちょっと含まれておりますので、分けて人数の方を報告させていただきます。

まず、訪問介護相当サービスの対象人数は35人となっております。そして訪問型サービスAの人数は20人でございます。通所介護相当サービスの対象人数は50人、通所型サービスAの対象人数は120人を想定しております。

そして、認定者と認定率とサービスを利用する受給率でございますが、平成29年1月 現在の要支援認定者数は555人で、要支援1が338人、要支援2が217人となって おります。第1号被保険者に占める要支援認定者の割合は4.4%となっております。要 支援認定者のうち、居宅サービスを利用しておられる方は342人で、受給率は61.6% となっております。

4点目の一般介護予防活動の内訳でございます。

ふれあいサロンにつきましては71サロン、年間延べ720回開催分を計上しております。筋力向上トレーニング事業自主グループは4グループございまして、登録者は合わせて84人となっております。

いきいき百歳体操は、平成29年3月現在で30団体が活動しておられまして、登録者数は666人となっております。

5点目の一般介護予防事業総合事業に対しての取り組みについてでございます。

一般介護予防事業は、総合事業の中に位置づけられた事業で、全ての高齢者を対象にする介護予防の事業となっております。今後も継続して実施していかなくてはならない事業の一つとなっております。

ご質問の介護予防活動推進事業補助金でございますが、社会福祉協議会が実施する介護 予防活動推進事業に対しまして交付しているもので、社会福祉協議会の職員2名が地域包 括支援センターで同事業の推進に従事していただくための人件費が主な算出根拠となって おります。また、ボランティア活動につきましては、生活支援体制整備事業を実施する中 で、地域において高齢者の日常生活を支援するための仕組みづくりを地域と共に協議して いきたいと考えております。

6点目の調理、掃除など生活支援サービスの展開についてでございます。

調理、掃除などのボランティアにつきましては、今後、生活支援体制整備事業を進める中で、地域の日ごろのお付き合いや助け合いの活動などの実情を聞き取り、必要な支援を明らかにし、生活支援サービスを整理するための仕組みをつくっていきたいと考えております。

7点目の高齢化率が高い自治会で協議体ができない場合についてでございます。

第2層の協議体につきましては、まずは小学校区単位で支え合いの仕組みづくりを協議したいと考えております。どのような地域におきましても、時間をかけて地域の実情を把握し、必要な支援を創出することによりまして、取り残される方などがないように地域づくりを進めたいと考えております。

8点目の地域支援事業の財源構成についてでございます。

地域支援事業の財源構成につきましては、地域支援事業のうち、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に関しては市の負担は12.5%で、新しい介護予防・日常生活支援総合事業開始前の介護予防事業と同様となっております。包括的支援事業に関しましては、市の負担は19.5%でありまして、平成27年度以降財源構成の変更はなく、市の負担割合が増えるということはございません。

以上でございます。答弁といたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 総務部長。
- ○総務部長(遠藤伊久也君) おはようございます。

それでは、野並議員の市税条例の一部改正に対するご質問に対する答弁をさせていただ きます。

今回の税条例の改正におきましては、消費税率の10%段階の措置といたしまして、平成31年10月1日以降に開始をいたします事業年度から、法人市民税の法人税割が3.7%分の減となりまして、減収が想定されております。

ただし、これは地方法人課税の偏在是正のために実施されるものでございまして、同時にその補塡措置といたしまして、国税でございます地方法人税の税率を引き上げまして、その税収全額を地方交付税の原資といたしまして、自治体に交付する制度が創設をされます。そのため、各自治体への確かな影響額については、現在ではわからないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(坂口哲哉君) 野並議員。

○8番(野並享子君) 第1点目の教育費の就学援助ですが、中学校は入学前の実施を検討ということをおっしゃいましたが、私が発言しましたように、神奈川県の大和市では1 2月の支給というふうなこともされています。野洲市では何月に支給をするというふうに検討をされているのかというのを、まず1点お尋ねいたします。

それと、小学校はどこかに行くかもわからないからというふうなことを言われましたが、 返還を求めるとか何か一筆書いておいてもらうというふうな形でも必要ではないか。 野洲 市は生活困窮者支援という観点で、全国で本当に優れた制度をいろいろつくっていってお られます。この精神でいくとするならば、入学前に制服とか、かばんとか、ランドセルと かいろいろ準備をせんならん。そういう意味においてやはり小学校も入学前にお金を渡し てあげる。どうせ国から入ってくるんですし、どうせお金を出すのであるならば、生きた お金の使い方をしなければならないというふうに思います。ですから、何か渡した時点で どこかに行ってしまわはるというときには返還してもらうという、何かそういうふうなこ とを条件として書いてもらってやったらできるのではないかというふうに思うんですけど も、そういうふうな検討はされているんでしょうか。お尋ねいたします。

次に、給食費ですが、141世帯の方が滞納をされているということですね。お隣の韓国では貧しい子どもたちだけが無料給食費を申し込むのは、貧困の烙印を押すということになるという観点から、2000年代以降は小中学生全員の給食を無料にする自治体がふえておりまして、小学校で94%、中学校で76%で学校給食が無料化ということになっております。経済大国のこの日本で、やっぱりこの観点を身につける必要があるのではないかというふうに思います。給食費を無料にするというのは親の責任放棄のような風潮がずっと日本にはあるかと思うんですけども、義務教育は無償という基本に立つべきではないかと思いますが、この点のお答えをお願いいたします。

次に、介護保険の再質問をさせていただきます。

パネルをちょっと用意したんですけども、厚労省の資料をコピーしてきました。

1カ月要支援で2万2,260円、通所サービス、送迎、入浴1カ月。あと、こういう 選択ができるというのと、同じような状況なんですけど、こういうふうなのを運動機能向 上、栄養改善、口腔機能の向上という形でされることになっておりますよね。されている と思うんですけども。ここの単価が総合事業に移行することによって下がるんです。ケア マネさんやらにも聞くと、十六、七%介護報酬の費用が下がるので、総合事業に移行して いくというのは人件費が出てこない。十六、七%も下がれば出てこないので、手を挙げる 事業所がないのではないかということで、みなし対応という形でこの29年度はいくと思 うんですけども、30年度からはそのみなし対応というのはなくなりますから、この野洲 でこういう形で総合事業に移行をする事業所というのが、今、手を挙げておられるのかど うかというところをお尋ねしたいんです。

かなりスペースも必要、厚労省のを読んでいますと、一人3平方メートル以上という形になっていますから、かなりのスペースも必要ですし、それでいて単価が引き下げられると。それではもうやっていけない、人件費が出ないというところの状況だというふうに思います。ですから、どういうふうに今、手を挙げておられるのか、どういうふうにしようとされているのか。

人数的には訪問介護で55人とか、デイサービスで50人とか、通所で120人とかいうことをおっしゃいましたけども、受けてくれるところがなければできないというふうな形になりますので、ケアマネさんは本当に頭を悩ませておられるんです、お聞きしますと。施設もとてもじゃないけども、普通の要介護で受けておられますから。要介護の人を受けていて、要支援でぐんと下がるようなところを一緒にはできない。ものすごく実務も煩雑になると言うてはりました。同じようなことをしていても、両方とも書類を出していかんならんということで、実務も煩雑になるし、とてもじゃないけども引き受けられないというふうな声も出ております。ですから、どういうところで本当にこれが展開をしていただけるのかなと。予算は組んでおられますけども。今年は、29年度はみなしでいくかもわかりませんけども、30年度は本当にもう大変な事態になるというふうに私は思うんです。ということは、29年度で歩いての、できるような状況をつくらないと、本当に大変な事態になるなというふうに思いますので、そこを今年、29年度どういうふうに構築をされるのかということをお尋ねしたいと思います。

あと、生活体制整備の事業で、助け合いでというふうな、口で言うのは簡単かとは思う

んですけども。これがもう一つ出そうと思っていた資料ですけど。これ、金額が出ていますよね。この総合事業はここに書いているように、原則市町村の野洲の中の施設でしか利用できませんという形になっていますよね。今、近江八幡とか守山とかいろんなところにデイサービスは行っておられると思うんです、要支援の方でも。けども、こういうふうな規定が入っていますから、野洲市内の中でどれだけの事業所が受けてくれはるのかという、そういうふうな部分の心配もあります。

3番目を見てもらったら、ここの部分ですね。住民ボランティアによるごみ出しの支援ということで、これが多様な担い手による多様なサービス、それで単価も低廉な単価で、ということが低くするという、利用料も低くという形が、これ厚労省のページからアップしたんですけども、当然見ておられると思いますので。そういうふうな形でやっていくということになっているんですけども、小学校区の第2層の日常生活圏、地域づくりという形で言われていますが、どういうふうに展開をされていかれるのか見えてこないんです。何かさらさらさらっとおっしゃいましたけども、今年中にこれを本当に策定して、図式でもってどこかモデルの地域をつくるとか、何か目に見えた形がないと本当に大変な事態になるなということぐらいしか言えないんですけども。いや、そんなことないで、こういうふうにするでというふうな確実なプランというのをちょっと出していただきたいと思います。

8番目は、変わっていない、ふえないということですので、今までから、そういう形で、19.75%であったというところは本当に介護の方がどんどんと国が手を引いて地方自治体に負担がふえてきているなというふうに思います。やっぱり国がもっとちゃんとした税の補填なり、負担割合なり、そういうことをしっかりとやらないと、うなぎ登りにふえていく。ふやさないようにしようと思えば、分母を抑える以外にありません。要は、使う人を減らす、抑える、自然成長でふえるというのを国が削減しているのと同じように自然成長を伸ばす、そのままじゃなくて、それをどう切っていくかということしか、介護保険の市町村の負担を抑えるということができないという、こういうふうな一般市民にとってはちょっと本当に大変な状況になると思います。これは市の方からそういう現状を国の方にしっかりと言っていただきたいというふうに思います。

議第25号の税条例ですが、地方自治体に交付されるからというふうにおっしゃいましたけども、27年度の法人市民税が21億4,700万円入っております。それの3.7%といったら7,944万円。28年度はがたんと減りましたから6億8,700万円の法

人市民税が入っています。3.7%で2,542万円ということで、このぐらいの影響額は減収として表れてくると思うんですけども、それがそのままそっくり地方自治体に交付されるとは私は思えませんので、影響がやはり出てくるというふうに思いますがどうでしょうか。お尋ねいたします。

以上です。

- ○議長(坂口哲哉君) 教育部長。
- ○教育部長(藤池 弘君) それでは、今、野並議員からの再質問でございますが、まず、中学校の入学前の支給時期でございますが、今後これについては検討してまいりたいと考えています。できるだけ早い時期に支給できるような検討をしていきたいと思っております。

続きまして小学校ですけども、今申しましたように、中学校をまず実施をいたしまして、 その状況を見ながら段階的に小学校の方も検討を加えていきたいと考えてございます。

それから、次の給食費のことでございますけれども、給食費の無償化については、現在のところ考えてございません。生活困窮者に対しましては、先ほどの就学援助等の支給を行いまして、そういう支援を十分に行っていきたいと。レッテル張りというようなお話も出ましたけれども、そうならないような形で生活支援の方を行っていく。その中で、そういう方々にも給食費の方を支払わないでいいような状況をつくっていきたいと考えてございます。

- ○議長(坂口哲哉君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(辻村博子君) それでは、野並議員の2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の新たな総合事業を展開するにあたりまして、事業所がなかなか厳しい状況であると、その中で事業所に手を挙げていただくような手だてをどう考えているのかというようなご質問であったかというように思うんですけれども、確かに野並議員がおっしゃっていただいておりますように、事業所におかれましても、来年度から事業を展開いただくというのは厳しい状況はあろうかと思っております。ただ、市といたしましても、先ほどおっしゃいましたようにケアマネの皆さんにも説明をさせていただきまして、ご協力いただくような形で進めているところでございまして、現在、実施に向けて取り組みを進めておるところでございます。ただ、30年度以降におきましても、現行相当サービス事業所は残りますので、そのサービスをいろいろ利用もさせていただきながら、新たな緩和

したサービス事業所等につきましても、事業所に協力いただけるような形で、こちらも何 回もそういう場を設けながら、そういう確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目の生活支援体制整備事業についてでございますけれども、この整備事業につきましては、今年度1層におけます研究会は立ち上げまして、いろいろ協議を進めておるところでございます。野並議員がおっしゃっていただいております第2層、小学校区単位での第2層につきましては、いろいろ地域によって、先ほどご質問でいただいておりますように、高齢者の多いところであったり、いろいろな地域があろうかと思っております。そういうような中で、いろいろ地域の方にも協力いただくような形になるんですけれども、協議の場を重ねながらできるだけ地域の方の負担にならないような形で、市の方もいろんなお声を聞きながら、住みやすい、皆さんに協力していただきやすいような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

それともう1点、市外事業所が利用できないというようなお話があったかと思うんですけれども、市外の事業所でありましても受け入れるというようなことを言っていただきましたら利用できるというふうに理解をしております。

以上でございます。

- ○議長(坂口哲哉君) 総務部長。
- ○総務部長(遠藤伊久也君) 野並議員の税収入の関係の再質問にお答えをさせていただきます。

当然、この法人税割は3.7%減ということになりますので、2年半先の法人税の見込みというのがちょっとなかなか立てられないので、その時点での数字というのはわかりませんけれども、現時点で29年度当初予算ベースで計算をいたしますと、当然単純に法人税割の3.7%ということになりますので、その数字としては約2,700万円という数字が出てまいります。これが減収になると、29年度当初予算ベースで申し上げますと、そういう数字ということになります。

ただ、これが国の方で交付税原資ということで、それをまた再配分というような制度が 創設ということでございますので、その内容が明らかではございませんけれども、現段階 での地方交付税制度の仕組みで申し上げますと、当然この法人税の減収分が交付税で言い ます基準財政収入枠の減と、こういうふうになりますので、それでこの29年度当初予算 ベースで考えますと、基準財政収入枠が75%の計算になりますので、残り25%がここ に加味されないということになりますと、約600万円から700万円ぐらい、この交付 税で跳ね返りがないというふうに、単純に計算するとそういうふうな数字になります。 以上でございます。

○議長(坂口哲哉君) 野並議員。

○8番(野並享子君) 最後にもうちょっと聞きたいのが、介護保険の新たな事業所に協力を求めるということをおっしゃいましたけども、先ほど私が言いましたように、十六、七%診療報酬が下がる、だから経営的にやっていけない、人件費が出ないということを施設の人もおっしゃっていますし、スペースがなければ、一人3平方メートル以上のスペースがなければということで、小さな形で民家を借りてやっておられるようなところでは、とてもそんなことはできない、それだけのスペースがない。そうすると限られてくると思うんです、そういったことのできるところ。そこら辺で自分のところが十六、七%削らんならんということができないという状況になって、手を挙げてもらえるところがなければ、私、本当にできないというふうに思うんですけども、手応えがあるんですか。予算を付けてはるということは、手応えがあるというのか、できるということで付けておられると思うんですけども、そこらあたりちょっとお尋ねをしたいと思います。

あと、生活体制の整備の部分で、声を聞きながら、地域の方々の声を聞きながらという ふうなことをおっしゃっていますけども、厚労省のこの総合事業の中身を読んでいますと、 商工会とか民間企業とか、そういうようなものをその協議体の中に協力させるようにとい うふうなことになっていますでしょう。読んでいますと、お掃除は民間のダスキンとか、 ああいう企業のお掃除を頼みなさいとか、今、配食サービスをされていると思うんですけ ども、そういうようなものも、総菜屋さんから自宅に配達をしてもらえるように地域の商 店主の方に協力を求めなさいとか。これみんな全部お金がかかってくるのとちがうと。そ んなただで誰も配達はされませんから。アルプラでのお買い物も家まで買ったものを届け てくれはるけども、あれお金がいりますので、届けてもらう費用が。セブンイレブンでも 配達をするということになっていますけど、それもただでと違いますので。ですから、そ ういう意味では、死ぬまで介護保険料を払い続けなければならないという。この介護保険 の中で対応ができずに、結局自費でやりなさいというふうな、そういう協力を求めてとい うことが書かれていますけど、そんなん誰もただでガソリン代も払わんならん中で、そん な奇特な方はおられないというふうに思いますのですごく無理がある、全体的に無理があ るなというふうに思うんですけども、今のサービスそのものが本当にできない状況になる のではないかというのが本当に心配なんです。ですから、心配ないよというところをどう

いうふうに構築されるのか、そこをお尋ねしたいんです。

- ○議長(坂口哲哉君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(辻村博子君) それでは、野並議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま、ご質問いただきました生活支援体制整備事業につきまして、なかなか厳しい んじゃないかと、そういう中でサービスの創出ということについて厳しいのではないかと いうようなご質問であろうかと思うんですけれども、実際、昨年度等アンケートは実施し て、いろいろなボランティアが必要な内容であったりは把握させていただいたところなん ですけれども、この事業を展開するにあたりまして、本当に生のお声も聞くような形もと らせていただく中で、そういうニーズも聞きながら、そしてまた、ボランティア等してい ただけるような方のお声も聞かせていただくというようなことで、その辺も実際来年度か ら協議体を立ち上げる中で、どんな形で取り組んでいくのかということを進めていくわけ でございますけれども、いろいろ関係者の皆さんにも会議等の場にお入りをいただきまし て、当事者の立場、いろいろボランティアもするよというようなお声も出していただける ような方もご参加いただけるように、こちらの方もお願いというか、ご協力いただくよう な形でそれぞれ生きがいづくりにもつながるような、ボランティアをすることによって社 会参加であったり、高齢者の方も生きがいづくりにつながるような手だてにも、この制度 が構築できればなという思いもございますので、まだ来年度から実施をするものでござい ますので、ただいまお聞きいたしましたご意見も参考にさせていただきながら、よりよい 事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(坂口哲哉君) 次に、第7番、太田健一議員。
- ○7番(太田健一君) おはようございます。

それでは、大きく2件の議案質疑を行います。

まず、1件目ですが議第1号平成29年度野洲市一般会計予算についての議案質疑を行います。

まず1点目に、新年度の一般会計予算の民生費、公立こども園施設整備費に(仮称)三 上こども園施設整備実施設計業務委託で約2,800万円、(仮称)三上こども園施設整備 準備工事で約3,400万円が計上されています。2月の全員協議会でもこの(仮称)三 上こども園施設整備事業の進捗状況の報告と説明がありました。平成31年度の開園に向 けての実施設計等を含めた予算となっています。 施設整備の場所は現在の近江富士団地内の三上保育園からの移転となりまして、三上小学校北館跡地を活用し、三上幼稚園と幼保一帯の施設整備が計画されています。現在の三上幼稚園園舎の老朽化や耐震化が行われていないことからも、新たな施設整備は子育てをされている方々や市民の皆さんからも早期の実現を望まれていると思いますが、交通アクセスに関して少し課題があると考えます。

全員協議会で配付された資料の、皆さん、議員の方もらったと思いますけど、この資料があるんですけど、この資料の裏面にある施設整備の図面には敷地内駐車場として12台分が示されています。その図面によりますと、車の出入りは県道側のみとなっていますが、ご存知のとおり県道は朝夕の渋滞が激しく、車で送り迎えされる保護者の方々にとって大変な状況が想定されます。特に、保育園児を送迎される親御さんは働いておられる方が多く、通勤前に送り届けに来られることが多いと思いますが、例えば近江富士団地側から来られる場合は、この渋滞に巻き込まれる可能性が高く、逆に国道側から来られる場合を考えても、右折する必要があるために、国道の両方向を含めたさらなる渋滞も予測がされます。こうした状況を踏まえた上で、施設の開園時間と渋滞との関係性をどのように考えているかを伺います。

2点目に、全員協議会で配付された資料の図面には、新年度からの実施設計へ向けた仮の図面と考えますが、県道の反対側の市道側から車両が入れるようにすることも一案ではないかと考えます。その場合は、朝7時から9時まで、小学校の通学路として市道の方は進入禁止の規制があるために、通園のための車への許可等を警察と協議する必要もあると考えますが見解を伺います。

3点目に、会派勉強会でのやりとりの中では、県道の渋滞そのものは、平成34年に開通予定の国道8号バイパスや、国道1号の山手線の開通によって解消する可能性が高いとのことでしたが、この国道1号山手線の開通時期を伺います。

4点目に、施設の完成予定が平成31年度とあり、国道8号バイパス完成予定が平成34年ということで、その間の期間はどちらにしても県道の渋滞解消は見込めない中、保護者の車での送迎の課題は残ります。その課題克服のために、例えば、現在も県道から左折した、国道側からですか、左折した場所にある三上幼稚園用の駐車場の活用や、市道側にある三上小学校用の駐車場の活用によっても対応が可能と考えますが、見解を伺います。

次に、大きな2件目の議案質疑ですが、議第19号野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例についての議案質疑を行います。

まず1点目に、今回の条例提案は、昨年の国会で農協改革関連法の一環として、農業委員会等に関する法律の改正が成立したことを受け、市でも条例制定を行おうとするもので、 農業委員会の性格や位置づけが大きく変わるものとなります。

これまで、農業委員会は「農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位 向上に寄与する」(法第1条)、このために農地が一定面積以上ある全ての市町村に設置さ れてきました。その性格の一つは、農地法などに基づく農地行政を主に行う行政委員会、 もう一つは委員の多数が農民の直接選挙で選ばれることや、農民の意見を農政に反映する ことが業務の一つとされることから生ずる農民の代表という性格です。

しかし、今回の法改正によって、「農民の地位の向上」が削除され、委員の公選制を廃止 し、「意見の公表・建議」を業務から削除するなど、農業委員会の農業者の民主的な機関と しての性格を法律から消し去り、制度の根幹を変質させる内容となっていることは大きな 問題です。業務内容が変化し、政府の農政による制約が強まることは避けられません。一 方で、農業委員会の持つ権限や機能が大きくなる面もあるため、どのように運用していけ るかが課題でもあります。

この農業委員会の改正は、農協法や農地法の改正と一体ですが、農業委員会関係者や農村の現場の意見も無視した中で強行されてきました。その背景にあるのは、農業や農村で新たなもうけの場を広げるために、農地規制や農業委員会の制度を邪魔者扱いし、その弱体化や解散につながる要求を繰り返し要望し続けてきた財界の存在があります。規制改革の立場から、財界側委員の主張を取り込んで出されたものです。

このようにして、農業の競争力強化や大規模化一辺倒の農政を推進する安倍政権は、農地利用の集積や法人化、企業参入、耕作放棄地の解消などを農政に掲げ、2013年の国会で農地中間管理事業を創設し、多額の補助金を用意して農地集積・集団化、企業参入の仕組みをつくってきました。しかし、これまでの歴代政府が農産物の輸入自由化を一貫して推進し、大多数の農家経営を成り立たなくしてきながら、農業委員会に遊休農地の解消に力を入れよと迫るこの農政のもとでは、農地の荒廃を防ぐことなどできないことは明らかだと考えます。

野洲市はそうした国の思惑とは違い、地域の農業は地域で守るという立場のもと、農家の方々の高齢化や後継者不足という課題に取り組んで来られたことからも、国の進める農政改革との乖離が生じてきていると感じています。国の農政との矛盾の中で、農業委員会が防波堤となる役割は重大であるとも考えますが、そうした点も含めて今回の条例制定の

趣旨をお尋ねします。

2点目に、農業委員会の任命制は、地域農業をリードする担い手が透明なプロセスで確 実に選ばれるためという理由で国は廃止しましたが、農村の現場には公選制は不都合とい う声は全くなく、任命制になれば恣意的な人選になる懸念も否定できないとして、農業委 員会系統の組織も公選制の維持を強く主張してきました。そうした経緯からも、今回の改 正はそれを無視して強行されたもので、民主主義の重大な後退です。

地域農業の危機が深まる中で、地域農業を守る立場でこれまで野洲市の農業委員会の 方々も頑張ってこられてきたわけですが、これまでの公選制に問題があったのか、農業委 員会からもそうした意見があったのかを伺います。

3点目に、国の方針には、これまで公選委員とは別に農業協同組合、農業共済組合、土地改良区の代表や議会から選任されていた一定数の委員の制度もなくすとありましたが、今回の市の条例の選任の中には、5つの候補者の推薦募集の項目が示されており、2点目のおうみ富士農業協同組合1名、3点目の野洲川下流土地改良区または野洲川土地改良区1名と、枠を残されていることは評価します。農地利用最適化推進委員も、野洲市の農地集積率は70%以上と超えていることや、耕作放棄地が1%以下という現状から新設を行わないということも理解できます。

会派勉強会のやりとりの中で、野洲市は農業の担い手がふえているとの答弁がありましたが、さまざまな農業施策や事業に取り組まれる中で、若手農家の方々もふえて頑張っておられることも事実です。しかし、大事なことは、ふえた担い手と農業をやめていってしまった方々との割合であって、離農する農家の数が多ければ結果的には地域農業は衰退の道をたどることとなりますし、そうした状況で農地集積を進めていっても、将来的には破綻する可能性は大きいと考えます。近年のふえた担い手の数と、離農された農家の方の数や割合を伺います。

4点目に、農地の流動化、利用の改善などを本格的に推進するには、現場で農地の出し 手と受け手を掘り起こし、それをつなぐ人と組織が不可欠です。そうした意味からも、地 域の農地や人の事情に精通し、農家から信任されている農業委員こそがそれにふさわしい 存在であり、大きな重責を担っています。農家の代表という性格を維持できる仕組みを守 ってほしいと現場からの指摘もあります。国の方針には委員の半数以上を認定農業者が占 める、農業者以外で中立な立場で公正な判断をできる人を1人以上入れる、女性や青年を 積極的に登用すると示していますが、こうした条件を生かして地域の農業や農地を守る意 欲があり、真剣に行動する人を選ぶ取り組み、これは自薦、他薦も含めてですが、そうしたものが以前よりも増して重要となっています。

野洲市の今回の条例では、26名の任命制となり、以下の5つの候補者の推薦募集枠が明記されています。(1)市内各学区自治連合会22人。(2)おうみ富士農業協同組合1人。(3)野洲川下流土地改良区または野洲川土地改良区1人。(4)野洲市社会福祉協議会1人。(5)市内に本拠を置く環境または消費者団体1人。この内容を見る限り、一般の公募枠はありませんが、その理由を伺います。

5点目に、現在の農業委員会のメンバーの年齢構成や女性の割合を伺います。

最後、6点目に、例えば北海道の長沼町では任命要件の一つに、青年、女性の積極的な登用に努めることや、岩手県、栃木県、大分県においては県内の全ての農業委員に女性が登用されていますが、そうした女性や青年が農業委員会のメンバーとして活躍できる場を広げていくためにも、一般公募の枠を設ける必要があると考えますが、見解を伺います。

- ○議長(坂口哲哉君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(辻村博子君) それでは、太田議員のご質問にお答えをいたします。 議第1号平成29年度野洲市一般会計予算についてでございます。
  - 1 点目の施設の開園時間と渋滞との関係性についてのご質問にお答えをいたします。

(仮称) 三上こども園の整備につきましては、平成23年3月に作成をいたしました野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育所施設整備計画に基づきまして整備するもので、耐震に課題がある三上保育園の子どもたちの安全な園生活を確保するため、議員のご質問にもございましたように、子育てをされる方々や市民の皆さんの早期実現のご要望にお応えできるよう、年次的に取り組んできたところとなっております。

場所の選定につきましても平成27年度に再検討した結果、現在の計画地が最も適していると判断し、議会にもご報告をさせていただき、今年度の基本設計の予算をお認めいただきまして、整備を進めているところでございます。

保育園の場所が移転することにつきましては、通園距離が遠くなる方もおられますが、 逆に近くなり便利になる方もおられることから、全ての保護者が影響を受けることはない と考えております。なお、県道の渋滞につきましては、現在整備が進められております国 道8号野洲栗東バイパスが供用開始されれば、大きく緩和されると考えております。

2点目の通園のための警察との協議についてのご質問にお答えをいたします。

警察との協議につきましては、既に平成27年10月16日に守山警察署に相談をいた

しましたが、多くの保護者に対して許可証を発行することで規制する効果がなくなること や、不許可の車が通行可能と間違えて侵入してくる可能性があることから、現状では保護 者車両の許可は難しい旨の回答を受けておるところとなっております。

3点目の国道1号山手幹線の開通時期につきましては、現在栗東市小野ランプまでは整備ができておるところでございます。小野ランプから草津市馬場町までの3.8キロメートル区間の整備について、大津湖南地域幹線道路整備促進協議会では平成36年に滋賀県で開催される国体までに供用いただけるよう要望を行っておられるところでございます。

4点目の国道8号野洲栗東バイパス完成までの駐車場対応についてでございますが、現在の三上幼稚園の駐車場も引き続き活用する予定をしておりますので、新たに敷地内に整備します駐車場とあわせて対応したいと考えております。

なお、三上小学校とは駐車場を含め、相互の施設等の利用について、今後、協議を行い たいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(坂口哲哉君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(白井芳治君) 皆さん、おはようございます。

野洲市農業委員会の委員の定数に関する条例につきまして、ご質問にお答えいたします。 まず、今回の農業委員会の条例制定の趣旨につきましては、従来の公職選挙法に伴いま す選挙制度が廃止され、市長が市議会の同意を得て任命する方法に改められたことにより、 新たに条例を制定するものでございます。

次に、2点目ですが、農業委員会から選挙制度について問題はなかったと聞いております。

次に、3点目の近年のふえた農家数と離農者数や割合でありますが、平成26年度から3名の方が新たに就農をされております。また、離農者数についてでありますけども、農林業センサスによる農家数で、平成22年2月で1,423戸、平成27年2月で1,092戸で5年間で331戸の減少、率にいたしまして23.3%の減少となります。この離農される方につきましては、利用権設定制度の活用をいたしまして、地域の担い手農家や農地中間管理機構へ誘導し、地域農業が維持されることによりまして、破綻することにはならないところでございます。

次に、4点目でございます。一般公募枠についてでありますけども、野洲市は国が示されている目標レベル以上の優良農地の利用がなされ、農地等の効率化や高度化が図られて

いることから、実質的にはこれまでと同様、地域で活動されている方々から公募選出する 制度として、募集公募を行うものでございます。

次に、5点目の現在の農業委員の年齢構成と女性の割合ですが、60代、11人、45. 8%。70代、12人、50%。80代、1人、4.2%。男性は23人、95.8%。 女性1人、4.2%でございます。

次に、6点目ですが、先ほど4点目でお答えしましたように、従来の仕組みを大きく改変することなく、規則の募集枠の中におきまして、認定農業者や青年農業者、女性への募集公募を周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(坂口哲哉君) 太田議員。

○7番(太田健一君) 三上こども園の方ですが、バイパスが開通を見込んでこの渋滞問題というのは解消される、通園も問題なくなるであろうということでしたが、実際にこの開園時期は、先ほどから説明しています、まだ渋滞はしている状況の中になると思うんですけど、ちょっとそこまでの推移というか、まだ何年か先の話なのであれなんですけど、その時点でどれぐらいの想定で、どれぐらいの入園者がいて、どれぐらいの車の利用があるのかということも、台数をこうやってつくられているということは、そこら辺も想定はされていると思うんですけど、どれぐらいの数を想定されているのか。開園当初にというのを、ちょっとわかれば教えてもらいたいと思います。

それと、山手線は、吉永山手線ということで、僕も湖南市の議員に聞いたところ、湖南市に関わるところは3月末に完成予定ということで、急ピッチで進めているということでしたが、最終的には今の答弁を聞いていますと、草津の方まで開通するのが平成36年度までにできるように今要望している、進めているということなので、そこが開通することで渋滞解消になるのかが、ちょっとまだいまいちはっきり実感としてないんですけど、という状況みたいです。

それと、なかなか警察との協議というのが中で効果が、通園される方だけに許可証を出すと、いろんな意味で効果がなくなるから難しいということですが、今現在三上小学校を利用されている方とかの車というのは、それはどういうふうに、別に許可証なく普通に入られてこられているのか、どういう使い方をされているんですか。あそこは住宅もあるので、マンションもありますし、生活されている方々もいるんですけど、そこら辺の許可関係は、どんなふうになっているのか、わかればちょっと教えてもらいたいです。

次に、農業委員会に関してですが、国の制度で降りてきているので、市としてやらなければならないというところだと思いますけど、最初に僕が前段話しました、この大きな観点でこの農業委員会の任命制になるということが、国の思惑というところに問題があるという認識をしっかり持っておいていただきたいと思います。その中で、担い手でふえられた方は平成26年で3名でしたっけ、3名ですよね。なかなか3名もふえたらすごくありがたいというところもありますけど、離農されている数もさっきお聞きしましたけど、かなりの数がやはり離れられていることを考えると、なかなか将来的に厳しいところもあるのかな、その中でも頑張っておられることは認識していますが、そういった現状があると思います。

ここの一般公募に関してなんですが、先ほど、そもそも従来の仕組みを大きく変えるものではなくて、今のこの5つの枠を決めた中での任命制、その中で女性とか若者の募集を周知していくというふうに言われているんですけど、実際になかなか、例えば学区推薦とか団体推薦の中で、女性や若者が農業委員に選ばれる可能性が低いんじゃないかなというふうに思うんですけど。そこら辺は例えば一般の方が本当に一般公募で入れば、いろんな多種多様な考え方の方も入れる枠ができるわけですけど、ひょっとすると例えば、国の農政に対して批判的な人とかでもその中で意見を述べることができるんですけど、そういった人も排除されかねないということも危惧しているわけですけど、その点に関してはどのように考えておられるのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(坂口哲哉君) 健康福祉部政策監。
- ○健康福祉部政策監(辻村博子君) まず、小学校の許可の問題でございますけど、ちょっと一通り確認をさせていただきます、駐車場の関係については。こども園の園児数のことをお聞きいただいていたと思うんですけれども、現在ちょっと今一応把握しておりますのが、保育園ですと、保護者の人数を言いますと49名、幼稚園ですと44名ということでございます。現在の幼稚園の車の利用状況については把握しておるんですが、44名の中で40名の方が車をご利用いただいておるというような状況を確認しております。

以上でございます。

- ○議長(坂口哲哉君) 環境経済部長。
- ○環境経済部長(白井芳治君) 法改正がございまして、今回、条例制定するわけでございますけども、先ほど答弁いたしましたように、これまでと同様に地域で活動されている 方々から公募選出する制度としております。太田議員がおっしゃられた排除され切れない

と、そういった話がございました。そういった危惧があるということでござましたけども、 そもそも認定農業者を過半数以上入れるという縛りもございますし、また、青年農業者、 女性についても、募集の段階でそうした団体に対しまして周知して選出していただけます ように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(坂口哲哉君) 太田議員。
- ○7番(太田健一君) 三上幼稚園に関しては、この施設整備をしていくことはぜひ進めていってもらいたいんですが、やはりその渋滞との関係というところが、ということで今この議案質問させてもらっているわけですけど、今、なかなかすぱっとした解決策は出てこないというのが現状ですけど、ちょっといろんな手段を考えて、三上小学校用の駐車場も協議されるとさっき答弁で言っていたので、台数の確保というところで、三上小学校自体の駐車場でどれだけ使っておられて、そこに今も結構な台数が、現時点で44名中40名が使われていることは、40台来ているということですよね。ということもあるので、ここら辺の数のとこら辺でも、送迎だけなんで一時的だとは思いますけど、そこら辺の関係もちょっとしっかり把握してもらって進めていってもらいたいと思います。

農業委員に関しては、一般公募がないところの理由がどうしてもなかなか理解、こっちはできないんですけど、やりとりの中では担当官の方々とも話をしていると、先ほど僕も紹介しましたけど、他の自治体でさまざまな要件を、一般公募の要件とか、若者とか女性を入れる要件というのを入れているところもあるけど、そういう枠をつくっていると、逆に恣意的なメンバーになる可能性もあるとか。例えば一般公募した場合、100人ぐらいが応募に来ました。どこを基準にして1人を選ぶのかとなったときに、なかなか難しい、判断が困難ということも言われていたので。確かにそういったことの課題もあると思いますけど、基本的には先ほどから言っている、今の枠の中で国が進めようとしている青年、女性とか、さまざまな多種多様な意見の方々も入れてという、唯一そこの点は、国のこの農政に関して評価すべきところかなと。農業委員会が任命制になること事態は問題やと思っているんですけど、その点に関してはいい面かなと思うので。そこの部分を枠としてつくる必要があるのかなと思うので、この点に関してはまた委員会の方でやりとりさせて、続きをさせていただくので、またよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長(坂口哲哉君) 健康福祉部政策監。

- ○健康福祉部政策監(辻村博子君) さっき、太田議員のご質問でお答えをできておりませんでした小学校の許可証の関係なんですけれども、許可証の発行はされておるということでございますので。
- ○7番(太田健一君) 小学校には発行されていると。
- ○健康福祉部政策監(辻村博子君) はい。教員の方であったり、住民の方には許可証は 発行されております。
- ○議長(坂口哲哉君) 以上で通告による質疑は終了いたします。

これをもって、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。再開を35分といたします。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部政策監より発言を求められておりますので、これを許可します。

○健康福祉部政策監(辻村博子君) 先ほど、太田議員の議案質疑のご答弁の中でご質問いただいている中で、3点、4点目ですけれども、国道8号バイパス完成予定が平成34年ということでというようなご質問をいただいておるんですけれども、あくまでもこのことにつきましては要望をしておるところでございまして、確定ではないということを前提にお答えをさせていただいたということをお伝えさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(日程第3)

○議長(坂口哲哉君) 日程第3、議第1号から議第12号まで、議第19号から議第3 5号まで、平成29年度野洲市一般会計予算他28件を一括議題といたします。

ただいま、議題となっております議第1号から議第12号まで、議第19号から議第3 5号までの各議案は会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞ れ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第4)

○議長(坂口哲哉君) 日程第4、議第13号から議第18号まで、議第36号及び議第37号平成28年度野洲市一般会計補正予算(第5号)他7件を一括議題といたします。 お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議第13号から議第18号まで、議第36号及び議第

37号の各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) ご異議なしと認めます。

よって、議第13号から議第18号まで、議題36号及び議第37号の各議案は、委員 会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております議第13号から議第18号まで、議第36号及び 議第37号の各議案については、通告による討論はございません。

よって、討論を終結いたします。

これより、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、議第13号平成28年度野洲市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議第14号平成28年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、 原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議第15号平成28年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、 原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議第16号平成28年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原 案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議第17号平成28年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議第18号平成28年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号) は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議第36号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては適任と することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第36号は適任とすることに決しました。

次に、議第37号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては適任と することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂口哲哉君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第37号は適任とすることに決しました。

(日程第5)

○議長(坂口哲哉君) 日程第5、これより代表質問を行います。

代表質問通告書が提出されておりますので、順次、発言を許します。

その順位は、お手元の代表質問一覧表のとおりであります。

それでは、公明党、第16番、梶山幾世議員。

○16番(梶山幾世君) 第16番、梶山幾世でございます。

平成29年度第1回定例会において、代表質問をさせていただきます。

まずはじめに、平成29年度施政方針についてお伺いいたします。

まず1点目、平成29年度を迎えて、199億3,000万円の予算が組まれました。 山仲市長の3期目最初の予算編成の中に、私どもの公明党の考えを随所に取り入れ、政策 としていただいたことに深く敬意を表したいと思います。

それでは、質問に入ります。

まずはじめに、野洲市の念願の課題であり、市長の悲願でもありました野洲市民病院の 実施設計に入るという市民病院元年を迎えた市長の率直な思いをまずお聞かせいただきた いと思います。

2点目、市民病院建設においては、さまざまな問題はありましたが、公明党市議団といたしましても、野洲駅前での市民病院建設に賛成の姿勢を貫いてまいりました私どもとしても感慨深いものがあります。

市民病院を地域包括ケアシステムとの連携で、地域医療を担って誰もが安心して暮らせる健康福祉のまちづくりである、特に野洲市民病院との連携で地域包括ケアシステムとのさらなる充実を願う私どもの予算要望に対しても、地域包括ケアシステムの充実にぜひ努めていただきたいものです。

市長再任直後の11月議会でも指摘させていただきましたが、在宅医療、在宅介護、訪問診療など、在宅での療養を支える連携体制をどのように築いていかれるのか、3期目の市長の責任は重いものがあります。この取り組みについて、11月度に続き再度お伺いいたします。

3点目、本年度予算での歳入では、普通交付税の合併特例算定の縮減や、法人市民税の減収見込みなどによる財源不足への対応として、財政調整基金から4億4,000万円を取り崩すなど、基金からの繰り入れを行うこととしております。

高齢化社会を迎えて、社会保障費の、特に民生費の需要が拡大していく中で、今後の税収の見通しをどのように考えておられるのか、特に法人市民税では、新年度予算で1億5,500万円余の減収となった地域経済の落ち込みが今後どのような推移をとっていくのか、今後、地域経済活性化にどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。義務的経費が増える中で、地域経済を活性化して、税収をふやしていくことは大事になってくると思います。

次に、重点施策の中から1点だけお伺いいたします。

「美しい風土を守り育てるまち」の中で、クリーンセンターの余熱利用施設整備に伴います周辺の構想、市民の利便性、安全性について、今後、健康づくりに伴う集客力の課題

も出てくる観点から、この件についての市長の考えをお伺いいたします。

次に、地方創生の本格的事業展開についてお伺いいたします。

我が国の人口は平成20年をピークに減少局面に入っております。平成27年国勢調査によりますと、我が国の総人口は1億2,709万人であり、平成22年の前回国勢調査に比べて96万2,607人減少しており、国勢調査においては大正9年の開始以来、初めて減少を記録したことになります。

平成26年に1.42となり、9年ぶりの低下を記録した合計特殊出生率は、平成27年には1.46という上昇が見られますが、平成27年の年間出生数は明治32年の統計開始以来初めて100万人を割り、98万1,000人となる見通しであることが昨年末の12月22日、厚生労働省がまとめた人口動態統計の年間推計がわかりました。一昨年の100万5,656人から2万人以上減っており、少子化に歯止めがかからない状況が改めて浮き彫りになりました。

また、人口の移動の面では、総務省が1月31日に公表した住民基本台帳に基づく平成28年人口移動報告によりますと、東京一極集中の傾向が加速しております。平成28年に東京圏(東京都、埼玉県、千葉県)は、転入者が転出者を上回る転入超過が11万7,868人となり、転出超過は21年連続となっております。転入超過は東京圏、大阪、福岡の7都府県のみです。滋賀県も平成27年1,987人、28年706人の転出超過となっております。

そんな中で、野洲市は現在のところ転入超過で、微増ではありますが人口は転入の方が ふえております。地方創生は平成26年、27年度の国及び地方の戦略策定を経て、平成 28年度から本格的な事業展開に取り組む段階に来ております。平成29年度には、平成 31年度までの成果指標の折り返し点となります。国においても地方版総合戦略に基づい て地方公共団体が自主的、主体的に行う先導的な取り組みに対し、地方創生推進交付金に より支援することにより、地方創生のさらなる進化を推進するとして平成29年度からは 交付上限額も引き上げ、地方創生のさらなる進化を推進しようとしております。

本市におきましても、平成28年3月、野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されて1年になります。以上のことから、地方創生へのこれまでの取り組みと今後の取り組みについてお伺いいたします。

まず1点目、地方創生の本格展開に向け、総合戦略に位置づけられた各種施策の重要業績評価指数(KPI)達成状況の検証を行い、短期あるいは中長期の観点から必要な見直

しの実施を促しています。総合戦略の各種施策の達成状況の検証、改善策の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、効果の評価を11月議会において、3月には公表すべきと質問した答弁に対しまして、予定しているとのことでした。市民にわかりやすくホームページで公表をと考えますが見解をお伺いいたします。

3点目、国の総合戦略2016年改訂版では、下記1から4の主要施策とKPIを示しております。我がまちの取り組みをお伺いいたします。

まず1点目、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにするについてお伺いいたします。

- 2点目、地方への新しい人の流れをつくるについてお伺いいたします。
- 3点目、若い世代の結婚、出産の希望をかなえるについてお伺いいたします。

4点目、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守ると共に、地域と地域を連携するについてお伺いいたします。

大きく4点目、平成29年度予算では地方創生推進交付金について、交付上限額の引き上げなどの運用面に弾力化を持たせ、地方創生の一層の進化を図るとしております。この 取り組みについてお伺いいたします。

5点目、国の新年度予算では地方への空き家の有効活用策として、全国の空き家のバンクの情報を一元化し閲覧できるサイトを立ち上げ、空き家を低所得者向け賃貸住宅に改修する費用を国が補助する一方、入居世帯に家賃を補助する新たな住宅セーフティネット制度を始めるといたしております。我がまちの取り組みの考えをお伺いいたします。

以上について、市長の答弁をよろしくお願いいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

公明党を代表しての梶山議員の平成29年度施政方針についてのご質問に順番にお答えをいたします。

まず1点目の、市民病院元年を迎えた私の率直な思いということでお尋ねいただいております。

ご質問にありますように、この4月から野洲市で病院事業が始まりますし、今年度実施 設計に取りかかります。そういう意味ではご指摘のとおりでありますが、私の悲願と言っ ていただいたんですけど、これは悲願というよりは、長年の民間病院への多大な支援が立 ち行かなくなって、このままで行けば市民の中核医療を守れないという課題解決として行っておりまして、これは当初から、6年前から市民、専門家に問いかけて、やはり市で責任を持って病院を設置すべきだというご提案を踏まえてやっておりますので、これはちょっと私の悲願というよりは、市の施政課題を解決しているというふうに思っております。

ただ残念ながら、この後引き続いてまた5年前、6年前あるいはそれ以前に戻るような ご質問も控えておりますので、これは慎重に、余り晴れ晴れとじゃなしに、進めていかな いといけないというので気を引き締めておるのが率直な思いでございます。

続きまして、在宅での療養を支える連携体制、これはご質問いただいていますように、本当に重要であります。在宅医療のかなめとなるのは、これまでも申し上げていますように、地域の開業医さん、診療所であります。守山野洲医師会では既に在宅医療を推進するために、守山野洲在宅医療協議会を立ち上げていただいておりまして、まだ今、実質的には守山エリアの方が主になっていますけども、在宅医療の現状を共有化し課題解決に向けて検討をしていただいております。しかし、開業医さんが外来診療しながら在宅医療を実施するには当然限界があります。在宅医療を行う医師の後方支援機能を担うために中核的な医療機関が必要でして、新しい市民病院はその後方支援を行う医療機関として位置づけております。具体的には在宅療養者の病状急変時の受け入れ等の支援機能を果たすものであると考えております。

また、医師だけではなくて看護・介護関係者あるいは薬剤師さん等多種多様な方が協働していただいて、在宅医療チームを支えることが重要でありまして、これはもう既に平成27年、私が市長になった翌年から野洲病院、湖南病院中心にして、今申し上げました介護そして薬剤の方々に入っていただきまして、野洲市地域医療あり方検討会というのを立ち上げて連携を図りつつ進めてきていただいていまして、新病院もこの延長線上にあるわけですけども、一層この活動も活発にしていただいて、ご指摘の在宅医療を支える取り組みをしていきたいというふうに考えております。

次に、税収増、地域経済の活性化についてのご質問にお答えをいたします。

本市における税収は、ご指摘のように法人市民税がかなりの割合を占めております。近年は住民増によりまして市民税もふえていますけども、やはり法人税主体の税収になっております。平成29年度当初予算における市税の減収見込みの要因については、円高で市内の事業所の減収によるものが主な要因になっております。

また、平成26年4月に消費税が8%となった際に、国の制度で法人市民税の税率が1

2. 3%から9. 7%に下げられております。これはかなり野洲市にとっては痛い変更でして、ここでまず減ることになっています。このときの制度の趣旨は、事業所がある自治体は有利だけれども、いくら頑張っても事業所のない自治体、頑張っていないところもあるんですけども、ならそうという趣旨で、たくさん国が吸い上げてならそうという制度になっていますので、ここで3%弱落ちていますので、これがまず景気動向とは関係なしに法人市民税が減になっています。

また、消費税が10%となる平成31年10月にはさらに、この9.7が6.0まで下がる制度改正が見込まれておりまして、今後も法人市民税への依存はかなり厳しい状況になっています。

なお、地域経済の発展のためには、当然市内の中小事業者はもとよりですけども、立地しています大手の事業者の設備投資等が盛んになることが重要でして、現在でも土地がないという相談、立地したいけれども、あるいは設備投資したいけども土地がないというご相談もありますので、今国8バイパスに絡んで6ヘクタールの工業団地を整備しようとしていますけども、これにもかなり期待をいただいていますので、今後国道8号バイパス、そして湖南幹線、これはいずれも平成35年、6年ぐらいを一応県、国も予定をしてくれていますけれども、こういった道路整備を生かして今の企業から要請されている、優良農地は守りますけども、事業所の立地ができるような体制を整えていくことによって足腰の強い地域経済を展開していきたいと考えています。

次に、美しい風土を守り育てるまちについての中で、クリーンセンターの余熱利用施設 についてご質問をいただきました。

この余熱利用施設については、新しいクリーンセンター、昨年11月に実質オープンいたしましたけども、この立地選定のときから、当初から熱を使いますよということで全自治会に問いかけて、結果的に今の大篠原自治会が引き受けていただきました。熱が24時間出てまいります。具体的に言えば、市のプールの2つ分ぐらいの温熱が出る予定ですので、それを生かして、現在、余熱利用施設としてプールとか地産地消の施設を整備しようとしています。場所も里山ですし、距離も駅から車で10分ぐらいの場所ですので、決して不便ではなくて、逆に良好な自然環境も控えているという場所ですので、現在、基本的にはグラウンドゴルフ場ですとかそういったものを整備すると共に、余熱利用でプールとか地産地消の施設をつくりまして、地域の活性化、あの地域だけじゃなしに野洲全体の活性化に生かすと共に、市民の憩いの場所としてもご利用いただける計画をつくっていきた

いと考えております。本当にすばらしい里山ですし、新しいクリーンセンター、実質的には焼却の排気ガスも、実質的には出ないという状態ですので、良好な環境を生かした、地の利としても便利ですし、今後予定しています「おのりやす」の路線増も含めて、市民の方に気軽に利用いただけるような施設展開を考えております。

続きまして、総合戦略の各種施策の達成状況の検証、改善の取り組みについてお答えを いたします。

総合戦略で定める各種施策につきましては、おおむね順調に進んでおります。具体的な 検証といたしましては、今年度実施してまいりました、地方創生加速化交付金を活用した 人口減少社会のライフスタイルとまちづくり転換事業について実施をいたしております。

現在、内部評価を実施しておりまして、その評価結果につきましては、既にご案内していますように3月25日に開催予定のまちづくり市民懇談会において、市民、各種団体の代表者、そして専門家に客観的な視点で効果検証を行っていただく予定です。

改善の取り組みのことにつきましては、そもそも地方創生事業におきましては、野洲市の場合、新たにやるというよりは、野洲市の中長期的な課題をこの仕組みの中で実現していこうということでやっております。それと、年度に出てくる成果、イベントもやりましたしたくさんの方に活動いただきましたが、いわゆるアウトプットと言うよりはアウトカム、実質成果をやはり大事にしたいと思っておりまして、これに関しましては年度内とか1、2年で出るものじゃなくて、やはり中期的にその成果がきちっと発揮できるかという視点からも見ていくべきではないかなというふうに考えておりまして、今後も3月25日に予定しています評価だけではなしに、きちっと位置づけて評価を継続的に行ってまいりたいと考えています。

次に、検証結果のホームページによる公表についてでありますが、これにつきましては、 まずはまちづくり市民懇談会の結果につきまして、5月を目処にホームページに掲載する と共に、野洲市の場合、先ほど申し上げました市の全体の計画とかさまざまなことをきち っと評価してホームページ等に掲載しておりますので、あわせて市民の方に共有化してい ただいて、さまざまな市民側からの評価とご提案を賜れるようなサイクルを回していきた いと考えています。

次に、本市における取り組みについてですけども、国におきましてはまち・ひと・しご と創生総合戦略の基本的な考え方を踏まえまして、基本理念、基本目標、具体的な取り組 み等を体系づけて定めております。 2016年に改訂されました国のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、ご 指摘いただきました政策パッケージの元となる政策の基本目標や政策 5 原則につきまして は、従前の総合戦略から変更されていないため、骨格部につきましては本市も改定する必 要はないと考えております。

ただ、本市の総合戦略では4つの基本目標に沿って関連する施策を位置づけまして、それに基づき具体的な取り組みを定めていますが、今後、効果の検証結果を踏まえまして、必要に応じまして具体的な取り組みの見直しを視野に入れつつ、当面は総合戦略に沿って地方創生事業に取り組んでまりたいと考えております。

次に、平成29年度地方創生推進交付金につきましてですが、結論から申し上げますと、 交付申請は困難かなと言いますか、なかなか制度が使い勝手が悪いと考えていまして、2 9年度は予定をしておりません。

今、国の制度といたしましては、今年度の中で1,000億円の予算措置がされていますけども、実際300億円が未執行になっています。そういう意味で、国は予算を付けて、地方が財源で地方創生をとおっしゃっているんですが、一番最初は結構使い勝手がよかったんですが、だんだんだんだん使い勝手が悪くなっているというふうに思っておりまして、残念ながら本市もいろいろ検討いたしましたけども、昨年度もうまくいかなかった部分があります。

ハード事業で例えば今年度予定しています博物館の収蔵庫、これができないかなと思って随分協議もしたんですけども、私はいけると思ったんですけども、市民の方が博物館を通じて、収蔵庫をつくることによって博物館の機能が高まりますから、文化財と市民の接点を高めるということで、随分国と協議しましたけども、結構かたくなでしたので諦めました。最近聞いた話では、うまく入っていくといけるみたいで、国の官僚に案をつくってもらうといけるみたいで、そういうやり方なので今噂になっているような話と近いのかなと思うんですけども、野洲市の場合は全て正面からアプローチしていますので、幾らきちっとやっても「いや、これはだめです」と言われたら、それ以上やるということもゆがんでしまいますので。ですからそういう意味で平成29年度につきましても活用は現在のところみさせておりませんし、財源も当初は100%だったんですが、半分は自治体負担になりますので、貴重な財源をわざわざ国の枠の中で使うよりは、その他の交付金制度等もありますので、そういったことを全て短期でやるつもりはないですけども、他の諸制度を使いながら事業展開を、この戦略に沿って進めていきたいと考えています。

次に、空き家対策ですけども、空き家は否定的な面だけじゃなくて地域の大きな資源で あると考えています。ただ一方、放置されますと治安とか防災上の危険もありますので、 有効活用と治安対策という両方で取り組んでいく必要があると思っています。

ただ、空き家は言われているほどやはり簡単ではありませんでして、若い方あるいは低所得者の方が住まわれるにしても、他人が住んでおられたおうちを使うということで、やはり改修とか修繕とかがありますし、一方では貸し手の方もなかなか貸すというところまで決断ができないということがありまして、バンクの有効性を否定はしませんけども、実際やっておられるところを見ましても、なかなか、いわゆる物件が出てこない、あるいはマッチングができないということもありますので、特に野洲市の現状を見ていますと、なかなか活用物件までいかないので、現状ではやはり安全とか防犯対策、治安対策を主にして空き家の適正化に取り組む方に重点を置いていきたいというふうに考えております。

以上、ご質問にお答えさせていただきました。

- ○議長(坂口哲哉君) 梶山議員。
- ○16番(梶山幾世君) 今、山中市長の方から3期目の予算編成の中での質問に対して 思いを聞かせていただきまして、思いはよく理解できたところでございます。

野洲病院は、私たち公明党といたしましては、さまざまな課題はある中でもやはり市民 は求めておられる、必要だという観点から、やはり必要性を感じておりますのでスムーズ に進んでいくことを願っております。

再質問はいたしませんが、市長3期目、予算編成については予算の優先順位を十分に考えていただいて、厳しい中でよく編成していただいたと評価いたしております。この1年の中で、費用対効果がしっかりと市民サービスへの成果が出るようにぜひ運営していただきたいと期待いたします。

市長への質問は以上で終わります。

それでは、続きまして質問をさせていただきます。

次に、平成29年度教育方針についてお伺いいたします。

昨年、野洲市教育振興基本計画第2期が策定され、基本理念に基づき推進され、成果と 課題を明確に出していただきました。去る2月11日、元気な学校づくりの公開発表会に 参加させていただきましたが、各学校の先生方が明るく楽しく工夫されて発表される姿に 安心して聞かせていただきました。教育で最も大事なことは、教諭の健康的な指導力であ ります。 1点目、まず教諭の働き方についてお伺いいたします。

「現在の学校は労働時間の無法地帯と言える。心で病む教員が10年間で大きくふえた」とある教授がこのようにコメントいたしておりました。睡眠時間が6時間を下回ると、鬱病を発症するリスクが急激に高まるようです。

教員の忙しさを捉え、どう解決するか、先生のゆとりをどうつくるか、連合のシンクタンク連合総研が公立小学校の教諭を対象にした実態調査を元に、都内でシンポジウムを開きました。連合総研の調査では小学校の教諭が現場にいる平均時間は11時間33分、中学校では12時間12分。単純に比較はできないが、同総研の民間労働者のデータと比べると、小学校の方が2時間18分、中学校が2時間57分長かったと出ておりました。目立つのは部活動の負担で、運動部顧問の48%が朝7時半前に出勤、50%が夜8時以降に退職していた。長時間労働で家庭生活も犠牲になりがちとのことでした。家族と夕食をとるのは小学校で39%、中学校で32%、民間の52%を下回っているとのことです。ノー残業デー、ノー部活デー、校内の会議の精選、会議時間の短縮のこの3点の要望が教諭からあるとのことで、業務が減らない限りこの問題解決は難しいとのことでありました。教員には献身的な姿勢が求められます。疲れると専門的知識が不良となり、尊敬されなくなるおそれもあるとのことです。この実態を踏まえて、以下の点をお伺いいたします。

この実態調査についての考えをお伺いいたします。

- 2点目、本市の勤務実態での課題は何かお伺いいたします。
- 3点目、特に部活の長時間労働が問題視されておりますが、この実態についてお伺いいたします。

大きく2点目、平成28年度に取り組まれた子どもの育ちの支援をしますという中から、 子どもの生き抜く力を育てますにおける課題の対策をどう取り組まれているのかお伺いい たします。

次に3点目、子どもの育ちの支援より1点目、元気な学校づくり事業の体験活動、キャリア教育の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

2点目、早寝・早起き・朝ごはん運動、おはよう、ありがとうの挨拶運動の実態と徹底への今後の取り組み方についてお伺いいたします。この早寝・早起き・朝ごはん運動と、おはよう、ありがとうの挨拶運動を全生徒ができるようになれば、非常にすばらしい教育につながると私は確信いたします。この徹底を私はいつも願っております。

4点目、子どもの生き抜く力より1点目、小学生がびわ湖ホール声楽アンサンブルによ

るオペラ公演の鑑賞の対象校、対象者の考えについてお伺いいたします。前回1度この件 については私も質問をさせて、推進をさせていただいております。

5点目、誰でも、どこでも学び合う環境を整備しますより1点目、世界的なバイオリニスト演奏家による演奏会の具体的な取り組みについてお伺いいたします。

2点目、野洲市スポーツ推進計画の誰もが生涯スポーツ社会の実現への取り組みについての教育長の考えをお伺いいたします。

6点目不登校対策、7点目いじめ対策について、現況こういった現状がある限り、大きな課題と捉えております。この対策についての教育長の考えをお伺いいたします。

以上、教育長への質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) それでは、公明党を代表しての梶山議員の平成29年度教育方 針についてご質問にお答えをいたします。

まず、連合総研の行った実態調査についてですが、この調査から教員の労働時間は、個人差はありますけれども、際立って長時間労働であると言えると思います。長時間労働が常態化している教員には、健康悪化を招いたり、研修の機会の確保が困難になったりします。ひいては教育の質の低下につながるおそれがあり、懸念をしているところでございます。やはり、明るく健康的な教員の姿こそが、活力ある教育活動を行う根本と考えますと、教員の長時間労働は放置できることではないと考えております。

次に、2点目の本市の勤務実態での課題でございますけれども、学校の規模や児童・生徒の実態、環境などによりまして、それぞれの学校の勤務実態における課題は違いますが、 共通する課題といたしましては、保護者や地域からの要望等への対応、児童・生徒の問題 行動への対応、事務的な業務が挙げられると思います。加えまして、社会の変化に対応した新たな教育内容、例えば情報教育とか環境教育、国際理解教育、どれもが非常に大事なものでございますけれども、そういった教育内容が増加していることが挙げられます。

3点目の部活動の実態についてでございますが、市内3中学校共に、平日の部活動は午後4時ごろから始まります。終了時刻は季節によって変わります。春、秋は午後6時ごろ、夏は午後6時半ごろ、冬は午後5時ごろとなっております。放課後の部活動につきましては、顧問が直接指導等を行えない場合でございますが、活動内容をキャプテン等に伝達し、同じ活動場所で行う他の部活動顧問に依頼するなどをしております。また、顧問は原則、複数顧問としております。早朝練習は午前の7時30分ごろから開始をされ、8時過ぎに

は終わっております。朝の練習におきましては、生徒の健康管理面や事故防止の点から顧 問が直接指導することにしております。

次に、大きな3点目でございますが、子どもの育ちについてお答えをいたしたいと思います。

その育ちの中でご質問がありました、生き抜く力を育てるの課題に対しましては、基礎的事項の充実徹底や児童・生徒がより主体的、対話的で深い学びの視点を踏まえた授業改善に取り組んでまいりたいと考えております。また、教育研究所の教師育成塾や授業力向上講座を開催いたしまして、教師の指導力アップにも努めていきます。さらに、生活面での課題につきましては、家庭や地域と共有しまして児童・生徒がより充実した学校生活となるよう家庭学習や日常の生活、時間の使い方等についても、学年、学級での懇談会や、そういった場を活用しまして、情報を発信し連携を深める取り組みを展開していきたいと、そのように思います。

次に、元気な学校づくり事業、キャリア教育についてのご質問でございますけれども、全ての小学校におきましては、農業体験や森林体験など豊かな自然を生かした体験活動を実施しております。例えば、篠原小学校におきましては、篠原餅づくりや篠原焼きの陶芸体験などのように、それぞれの学校では地域の特色を生かした体験活動を、元気な学校づくり事業で行っているところでございます。

全ての中学校2年生では、職場体験学習を行っており、その事前や事後学習といたしまして、事業の方々からお話を聞くなどの場を設けているところでございます。キャリア教育につきましては、小学校の段階からさまざまな職業の方からお話を聞く体験学習を実施して、その働く姿や生き方から学ぶなど、元気な学校づくり事業で展開をしているところでございます。

次に、早寝・早起き・朝ごはん運動、挨拶運動の取り組みについてですけれども、子どもたちの健やかな成長には基本的生活習慣が必要不可欠です。しかし、子どもたちの実態は家庭や社会環境の影響も大きく、生活習慣が乱れがちであることも見受けられます。このことを社会全体の問題として考え、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが重要な課題となっております。

早寝・早起きにつきましては、ゲームやスマートフォン等の利用時間と就寝時刻との関わりが深いことから、子どもに家庭での利用時間について考えさせたり、保護者への啓発に努めたりしているところでございます。

食に関する指導といたしましては、栄養教諭による朝ごはんの役割を学ぶための授業や、 県が発行しております「湖っこ健やか元気アッププラン」にのっとりまして、学習を進め ており、児童・生徒の意識の向上につなげる取り組みを展開しております。

挨拶につきましては、教育活動全体を通して、学校全体で啓発に取り組み、児童・生徒 の委員会による積極的な活動も進められているところでございます。

また、地域との連携では、青少年育成市民会議や学区青少年育成会、PTAと連携をいたしまして、家庭教育に係る講演会等で啓発を行ったり、愛の声かけ運動を7月1日、11月1日を基準日として、全市域、全小学校の通学路において登校時間帯に実施をしております。大人の意識改革と各家庭での取り組みが、子どもたちの生活習慣の確立につながることから、今後も継続して啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、びわ湖ホールの声楽アンサンブルについてのオペラ公演につきまして、お答えを させていただきます。

本事業のオペラ公演鑑賞は、本格的な演奏を生きた音楽として身近に味わうことを通して、基礎的な鑑賞の能力を高め、豊かな情操を養うことを目的として実施をします。年齢を問わず楽しめる内容でありますが、出演者と一緒に歌って参加する場面のある鑑賞形態であるため、子どもの発達段階の特徴を考慮しますと、抵抗なく参加できると思われる小学生を対象としました。市内の6小学校から希望する学年を募り、各小学校で学年を決定していただきます。県主催のオーケストラ公演鑑賞、ホールの子授業にもほとんどの学校が参加をしておりますので、オペラ鑑賞が効果的な学習となるよう各校で現在計画をしております。

次に、バイオリン演奏家による演奏会についてでございますが、野洲文化ホールでは生の響きのよさを生かし、関西フィルハーモニー管弦楽団によるクラッシックコンサートを毎年開催いたしておりまして、次年度は20周年を迎えることになります。そこで、世界的バイオリニストであり、関西フィルの音楽監督でもありますオーギュスタン・デュメイ氏を招聘いたしまして、関西フィルとのアンサンブルコンサートを開催することになります。

次に、生涯スポーツ社会の実現についてでございますが、野洲市スポーツ推進計画では 自ら行うスポーツ活動の推進、子どものスポーツ環境の充実、スポーツを楽しむ地域づく り、スポーツ施設の整備と充実、スポーツ交流の促進と情報の発信の5つの施策を掲げ、 それぞれに達成指標を設定いたしまして、各施策を具現化するための事業に取り組んでお ります。例えば、ニュースポーツバイキング、ストックウォーキング、障がい者のスポーツ支援といたしまして、びわ湖若鮎駅伝大会などを実施しております。これらのスポーツ事業を通じまして、市民が幸福で活力ある生活を営むことができる生涯スポーツ社会とするため、野洲市の実情に即したスポーツ推進を今後も図ってまいりたいと考えております。最後に、不登校対策、いじめ対策についてでございますが、まず、不登校対策についてお答えをいたします。

児童・生徒の不登校につきましては、年度によりまして増減がございますが、年間30 日以上の欠席者数はほぼ横ばい状態でございます。新たに不登校になる児童・生徒を減ら すために、魅力ある学校づくりをさらに進めると共に、不登校が続いています児童・生徒 の要因を、スクールソーシャルワーカーと教職員で協働してアセスメントをし直し、支援 の方策を探る取り組みも大切であると、そのように考えております。

いじめについてでございますが、市内の小学校、中学校において、平成27年度にいじめの疑いも含めまして222件認知をしているところでございます。学校現場におきましては、いじめを未然に防止するための取り組みを続けると共に、いじめを早期に認知し、いじめられた子どもを守ることを第一に考え、早期に対応をしております。今後も、いじめを野洲市いじめ防止基本方針にのっとり、野洲市小中学校いじめ対策専門委員会、野洲市いじめ問題対策連絡協議会の委員の皆様からの提言等を踏まえながら、いじめ問題をなくするための対策を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(坂口哲哉君) 梶山議員。
- ○16番(梶山幾世君) 教育長から教育方針について、るるお答えいただきましてありがとうございました。

特に私が、もう質問はいたしませんが、一番最も気にしているのは、最後に質問いたしました不登校、いじめ対策の中で、もちろんいじめも非常に児童・生徒の将来につながってくる問題でもあり、実質私も全く学校に行けない、小学校から中学に行けていない方とか、中学で学校に行けないまま卒業してしまったという方をご相談に応じたことがありましたので、今後、社会に本当に羽ばたいていくための小学校、中学校の教育の役割ですので、そういう方が途中の段階で早く発見していただいて、一生懸命、各先生方、取り組んでいただいておりますが、なかなか先生方では対応できない部分が家庭の問題とかあるかと思います。

ある市に視察に行った折に、不登校ゼロ、いじめゼロという、そういう状況の話も聞かせていただいたところがありました。それは放課後で対応している、落ちこぼれをなくそうという、まち全体として取り組まれていたところがありましたので、そういうところもまた参考にしていただきながら、きのうも実態を伺わせていただきながら、平成28年度の子育て家庭訪問事業全体研修会で、民生委員の方々に、一番身近に関わって下さっている、研修をされたということも聞いておりました。また、民生委員の方も、できる限り一生懸命対応していきたいという、そういったことも聞いておりますので、私自身も一緒に関わりながら、全体と一緒になって不登校ゼロ、いじめゼロに取り組んでいきたい思いでございます。

今、教育長からお話いただきましたので、今後この立派な野洲市教育基本計画ができておりますので、これを本当に随時しっかりと進行していただきまして、野洲市の児童・生徒の一人ひとりの個性が輝く学校教育に期待をいたしまして、私の教育長への質問とさせていただきます。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(坂口哲哉君) 暫時休憩いたします。再開を午後1時からといたします。

(午前11時32分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの梶山議員の代表質問で分割方式を選択されており、議員の勘違いにより、一問一問に対して3回ずつ質問できるものでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、野洲政風会、第12番、市木一郎議員。

○12番(市木一郎君) 第12番、市木一郎でございます。

それでは、野洲政風会を代表して総括・分割方式で質問を行います。

最初に、市民病院整備についてお伺いをいたします。

1点目に、野洲市議会平成28年第5回定例会の最終日である平成28年12月22日、本会議におきまして野洲市病院事業の設置等に関する条例が賛成10、反対8の賛成多数で可決されました。しかし、設置等条例が可決されたにもかかわらず、その後も野洲市民の多くの方が関心を寄せておられ、いまだ駅前南口に、新病院の建設を反対されておられる市民団体や、市長に対し公開質問状を出されて種々の疑問を呈しておられる方などがおられます。声を上げて新病院整備計画に対し反対あるいは疑問を呈しておられる方は少数

ではありますが、その少数意見を排除するようなことがあってはならないと思います。昨年の市長選挙の結果を見ても、声を上げておられる少数の方の後ろには市民の約半数の方がおられると推察をいたします。

このように、市が推し進めようとしている新病院整備計画に対し、反対あるいは疑問を お持ちの市民に対して、誠意ある対応と丁寧な説明が必要と考えます。また、野洲市の厳 しい財政状況の中で、新病院整備事業という大型プロジェクトを進めるにあたっては、住 民のコンセンサスを得ることが必要不可欠であると考えますが、市長の所見と今後の対応 をお伺いいたします。

次に、2点目として平成28年11月1日開催されました第2回(仮称)野洲市民病院整備運営評価委員会及び平成28年11月4日開催されました(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会において、配付されました資料「新病院整備事業推進のための具体的方策」の中に、2段階方式を具体化する内容が記載されてありました。これは新病院開院の方式であり、過去に一度も説明はなく、今回初めて提案されたものであります。これは現野洲病院の施設を先に移転元の病院として市立病院化して運営するという方式で、本来合理的な方式であるとのことでした。この2段階方式については唐突に提示されたもので、いわば報告だけで済まされており、丁寧な説明もなく、しっかりと協議も議論もする機会もありませんでした。物事を熟慮するにはある一定の時間が必要と考えます。この2段階方式を考えられたのはいつの時点なのか、また、なぜこの時点で出されたのかをお伺いいたします。

次、3点目の質問をいたします。

病院整備事業推進のための具体的方策の中に、駐車場の効率的整備のための具体的方策として、駐車場の整備及び運営費を、駐車場事業会計に計上する場合と病院事業会計に計上する場合の2つを比較した結果、基本的な考え方であった駐車場事業会計で整備するよりも、総合的に病院事業会計で整備した方が有利だと判断をされました。この駐車場整備については、特に新たな事象が発生したわけではなく、当初より考えられたものと思いますが、この整備方式を考えられたのはいつの時点なのか、また、なぜこの時点で出されたのかをお伺いいたします。

また、この駐車場は、文化ホールや商業施設等の利用者も使用できることとなっています。この利用者の想定利用日時等を、平日の午後及び休日とされていますが、余りにも短絡的ではないでしょうか。野洲市民病院事業整備特別委員会で具体的な根拠データを示し

ていただき、詳細な説明をされるべきと考えますが、お伺いをいたします。

また、文化ホールや商業施設等、一般利用者または事業者の負担金を500万円とされておられますが、この点につきましても漠然としたもので、市民に対して詳細な説明がなされておりません。また、医師等の駐車場73区画分を、遊休市有地へと書かれておりますが、遊休市有地とはどの市有地を指して言われているのか、お伺いいたします。

次に4点目の質問をいたします。

建築費の高騰に関して、昨年の立入議員の代表質問で、市長から、一般会計からの繰入金の増加額は年間1,700万円の増加となるが、十分対応できるとの答弁がありました。しかし、依然全国的に建築資材などが急騰しており、今後、東京オリンピックの影響などから、ますます建築単価が高騰することが予想されます。このことは、市民病院の建設計画に大きく影響するものと考えられます。病院の建築費の増加は、必然的に病院事業会計の借入金の元利償還金がふえ、経営を圧迫すると共に、一般会計からの繰入金は国のルール分以外の増加につながります。具体的には、一般会計から元利償還金の2分の1を負担しなければならないことや、交付税措置の上限である1平米当たり36万円を上回る経費については、一般財源から補塡することとなります。この建築単価の上昇への対応と建設計画の見直しをする必要はないのか、再度市長の見解をお伺いいたします。

最後に5点目として、野洲市民病院の整備に関する責任問題について質問をいたします。 平成26年第1回定例会の坂口議員の一般質問で、病院経営が「赤字続きなら誰が責任 をとるのか」と尋ねられたところ、市長は「本来なら私が責任をとると言うべきですけど も、負える責任と負えない責任があります。逃げる意味じゃなしに制度でやっています。 ですから、議決を経てやっていますので、これはやはり議会、そして私ども、そして市民 の総意でやるということですから、逃げるという意味じゃなしに、共同責任だと思ってい ます」との答弁をされました。

現在、東京都の豊洲市場の問題では、元知事の責任問題の追及が行われています。政風会ではこれまでも病院の楽観的な収支シミュレーションの問題点、具体的には、全国平均よりはるかに高い病床利用率の想定や人件費の上昇率の想定の甘さ等について指摘をしてきました。これに対し、市長はシミュレーションの妥当性を主張されてきましたが、開院後、収支シミュレーションとは大きな乖離が生じ、病院事業の赤字が長期にわたって継続し、そのことが一般会計に影響、すなわち市民負担が増大する結果となった場合、山仲市長のその重大な責任をどう考えておられるのか。また、当時、病院関連議案に賛同した議

員の責任についてどう考えておられるのか、再確認の意味でお伺いをいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) それでは、野洲政風会を代表しての市木議員の市民病院の整備に ついてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目の丁寧な説明と誠意ある対応でコンセンサスの必要性ということをおっしゃていただいていますけども、当然、市の事業として進めるにあたっては、市民のコンセンサスを得るのは当然のことだと考えていますのでご指摘のとおりであります。それで終わりでいいんですけども、コンセンサスを得るというのは簡単ですけども、どういうことを想定しておられるのか。従来から言っていますように、市民代表の議会と市民に選ばれた市長で、この議会で全てを明らかにして議論して決めていくという、これが最終手続でありますから、一般市民の方が言われるんだったらわかるんですけども、議員さんがコンセンサス、コンセンサスと言われたら、これはもう私どもと議員の方々との、まずはそこの大きなコンセンサスを得るという手続が大前提になっています。

それと、市民の半数が反対とおっしゃったんですけど、これはちょっと後でまた質問しようと思っているんですけども、どういう根拠で市民の半数が反対という前提でこのご質問が始まっているのか、そこが一番重要なんですけど。これはさておいて、コンセンサスを得るというのは当然であります。平成23年のときから野洲病院の提案に対して市民代表、専門家に公開で議論していただいた結果で、順番にやってきています。あり方検討、可能性検討、基本方針、これ全部公開でやってきていまして、どこかの国の代表者じゃないですけども、何か豊洲市場を挙げてみたり、これは全部後で言いますけど話が違いますよ。逃げも隠れもしない。全部出しています。豊洲と野洲市民病院を一緒に考えること自体が、私はおかしいと思います。まずは、お答えといたします。

次に、2段階方式についてでありますけども、この方式はまずは平成26年1月14日の第3回基本構想検討委員会の後の市議会都市基盤整備特別委員会、これは2月5日ですけども、議題としていただいております。市木議員もこの場で発言をしていただいておりますので、決して手続き上は初めてということではございません。一番頭に入っていることが入っていないこと自体が私はおかしいと思うんですけども、2月5日に特別委員会を開いて、そこで言っています。そもそも、あり方のとき、可能性のときから私は2段階方式は言っています。一番いいのは、現野洲病院を市民病院にしてやっていくという選択肢もあるけれども、野洲病院の債権債務関係がわからない、あるいは経営が厳しい、だから

いきなりそこを市民病院にやるということは、市民のリスクを高める。場合によっては背任行為になるから、あるいは監査請求を受けるかもわからないからやりませんと。でも、手続上は先に病院を持った方が新規設置ではなくていいという、これはずっと私、何年も前から言っています。いつからいつからとおっしゃるけれども、これを聞いて意味があるのかどうかと思いますけども。

いずれにしても手続上はそういうふうに言っていますし、今回、11月に改めて提案したのが、今言いましたように現野洲病院の財務状況が平成27年度も堅調であって、これで推移していけば、懸念をしていた財政リスクは軽減できると判断して、公に初めてこのことを申し上げました。

これに対しても、前から言っていますように、早くから現野洲病院を野洲市が市民病院化すると言ったら、債権者からも過大な期待が起こる。これはもう経営上はっきりしています。私、多分何回か言っていますよ。安易に今の病院を市民病院化しますなんて言ったら、皆さんが期待してモラルハザードが起こります。市会議員さんも同じように野洲市民に責任を持っているわけで、だけどこれは本当に際どいことをやっているわけで、先ほど梶山議員がご質問いただいて悲願とおっしゃったけど、悲願じゃなくて過去のツケの解消です。真剣に解消しているんですよ。医療は失われる。昭和60、61、62、9億円貸して返ってない。平成10年にむやみに勝手に議決をして21億円を与えているわけですよ。実際与えとるんですよ。首長と議員が使わせとるんですよ。それを何とか今回収しようとしているわけで、これも冗談込めて言っていますように、象が針の穴を通り抜けるより難しい。残念ながら、市民の半分は反対しておられると私は思いませんけども、この場におられる半分近くの方が足を引っ張ろうとしていただいておるわけです。抵抗があった方が進路は定めやすいんですけども。

私は何もそんなどこで決めたとか、全然秘密にしていませんから。庁内の職員に聞いていただいてもわかります。当初から選択肢はあるけれども、余り早くから現野洲病院を救済にいくみたいなことを言ったら、巨大な債務が逆にふえてしまう可能性もあると、そういった配慮もあってぎりぎりまで、特に基本設計段階に入るまではこれはできない、そして経営が明らかになるまではできないということでやってきました。

3点目、駐車場の整備方式についてのご質問にお答えします。

これも潜在的にスキームとして、選択肢として持っていました。何回でもこれ答えていると思うんですけどね。駐車場は絶対要るわけです。市が責任を持たない限り誰も駐車場

はつくってくれません。だから、駐車場単体として公営駐車場でやるのか、あるいは民間を誘致していわゆるPFYみたいなやり方をするのか、あるいは病院の施設として、病院を建てるから必要なわけですから病院の施設としてやるのか、3つありました。ただ、駅前には1,000人の文化ホールと約300人の小劇場があって、駐車場が100台ちょっとしかありません。潜在的に駐車場不足。だからこの機に一気にできるだけいい条件に持っていこうということで、当初は500台を計画しましたけども、JAとは本当は了解になりましたけども、途中で独自開発をすると決められたので、今最大で250台を予定していますが、今後の文化ホールとか幼稚園とかの再編の中でまだ生み出せる可能性は、公開していますからあります。いずれにしても、今回基本設計に入ったことによって具体的な検討を始めて、一番いいのが病院の附属施設として駐車場を整備しようということで考えています。

それと商業施設の利用者想定について短絡的で具体的なデータに欠けるとおっしゃっていますけども、これも病院は基本的に午前、昼過ぎぐらいまでですし、文化施設については午前というのは少なくて、平日は夜主体ですし、土日は朝からですから、これは大まかにまず使い回しができるという前提です。実際これを料金設定とか何とかもう少しやらないと具体化はできませんけど、いわゆる大きなスキームとしては両方が使える駐車場として位置づけられるだろうということですので、また詳しくは具体的に言っていただいたら。何か短絡的とかおっしゃっている、ちょっとそこの意味が私、理解できませんので、また特別委員会も控えていますから、そこで具体的にかみ砕いてご質問いただければお答えをさせていただきたいというふうに思っています。

あと、医師等のスタッフ、これはまだまだ土地はあります。一番思っているのは、ここの庁舎の土地利用が余りにも低利用しかしていません。プレハブの2階建てか、1階建ての建物がたくさんあります。ここは内々に再編計画を検討していますので、その中でも十分生み出せると思っています。庁内検討では随分前に、今コンピューターシステム、外部サーバーにやりましたけども、サーバーを入れるためにももうそこの別館が建て直さないといけないというので、本当は残念なんですけど、何か妙にここを、なぜ合併やるのを目の前に迫っているのに巨額な経費を使って耐震対策と建て増しをしたのか。そのときにもっと上に積んだりとかもっと再編しといたらよかったんですよ。わざわざ施設整備基金を積んどいて壊して。今だったらいろんな制度があります。合併してからやればいいんですよ。ボタンが掛け違っていることを今さら言っても仕方がない。でも土地はこれだけあり

ますから、本当に幾つか再編するだけでスタッフの駐車場ぐらいは幾らでも生み出せます。

今まで政策監とか担当にご質問いただいていましたから、入れていませんけども、まず第一に考えられるのは庁舎です。その前は今のシミュレーションでは明らかにしていませんけども、そういうふうに今内々考えていますので、十分スタッフの駐車場は生み出せると思っています。それとか、じゃ、市の職員もここで立体にすれば余りますけれども、老人福祉センター、今の発達支援センターも将来的には解体いたしますから、場合によっては市職員もここへ通っている職員の駐車場とかに使えますので。残念ながら、十分土地が過去の建物の除去によって生まれてくるというふうに思っております。

次に、建築単価ですけども、これも従来からご説明していますように、2割増しを一応シミュレーションしています。まず、一般財源からの補塡とおっしゃいましたけども、これは法定繰入でやっていきますから補塡ではなくて、例えば36万円を想定しているのが38万円になれば、万が一、そこに法定で繰り入れしていくわけで、補塡というと穴が開いたから補塡ですけれども、決してそういうものではございません。

ここにおられるのか後ろにおられるのか知りませんけれども、PFIの小学校、まだ借金を払っています。私になったときにまだ15年残っていて、約5,000万円の掃除代、6億5,000万円を約1億円損金払って解消しましたけど、掃除代だけは。あの建物、あの当時、文科省と総務省の基準が若干違うんですけども、当時20万円弱の国の基準値、金額でした。それの倍以上使って建てています。でも、今借金を払って吸収しています。そんな2割レベルじゃ全くないです。先輩が残されたツケを令払っています。

あるいは、野並さんがいつもおっしゃっている工業振興助成金、11億何千万だったか 13億だったか、半分ぐらい残されていたのを、今頭を下げに行って、5,000万円ず つお返しをしています。あるいは中主の工業団地、イオンが来ていますけども、あれも巨額な損失プロジェクトです。それも今払っています。2割ぐらい、2割でもシミュレーションして出していますから。何回言っても2割、2割とおっしゃいますけども、5割と言っている人もいますけども、5割だったらもう日本全体が狂ってしまいますけども、いずれにしても2割のシミュレーションについてもやっています。

それと単価を落とすためにやったわけではありませんけども、駐車場を入れ込みましたから、これは起債とかで一番有利ですから。駐車場は当然36万円もしません。でも、ならしますから逆に単価はぐっと低くなりますので、絶対額はふえますけども、平米単価については36万円というのはある程度守れる、客観的な状況になっているのではないかな

というふうに思っております。

それと、最後に責任問題ですが、これは図らずも今、私の前の答弁を言っていただきました。限定責任です。逃れるわけではなくて、まず政策決定に係る責任は地方自治法に定められています。違法性とか不当性がある場合、あるいは職権の乱用があった場合には問われますけれども、限定責任です。命までとるというふうになっていないです。これは株式会社でもそうですね。限定責任です。もう一つはこれも責任逃れで言っているわけではないんですけども、議会のチェックが働いて政策が決定されて実施をするということですから、そういうことからしても私が以前に申し上げたように、心情的にとりたくてもとれないわけです。ですから、公開の情報で積み上げてきて、最終決定をするという仕組みが法律上定められています。今市木議員がおっしゃっているのは、言葉は悪いんですけども私的制裁みたいな話をしておられるわけです。

豊洲、築地は、私はよその自治体のことですから知りませんけども、報道で知っている限りは、あれは不透明な部分があったと。今大阪の学校法人でも言われていることですね。野洲市は、少なくとも私になってからは一切そんなことはやっていません。全て情報を開示しているつもりです。そして、最大限丁寧に市民との話し合いもやって、議会にもご説明して決定をしてきています。万が一、万が一とおっしゃいますけども、それは誰も予測できないことです。私に議員の責任がとおっしゃるんですけども、議員の責任を私に問われてもわかりませんけども、いずれにしても地方自治法で市民から選ばれて議会を認められて、審議して議決をするという権限を法律に基づいて持っておられるわけですから、そういうことでやられた場合は何も責任というのは出てくるものでは私はないと思います。

以上、お答えといたしますが、反問します。

○議長(坂口哲哉君) 暫時休憩いたします。

(午後1時24分 休憩)

(午後1時27分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 会議を開きます。

今、反問ということで市長から聞きましたけども、市民の半数の根拠を示せということですけども、これは反問でない、質問だという議員との駆け引きでございますけども、そういったことからして、反問は取り消しをさせていただきます。

大変申し訳ございませんけども。

そうしたら、続いて、市木議員。

○12番(市木一郎君) それでは、代表質問ですので余り長くやるつもりもございませんが、1点だけちょっと確認というかお伺いをしておきたいと思います。

先ほど、2割増しのシミュレーションをやっていると、こういう答弁でございました。これは金の出入りのことでありまして、償却についてはどういうお考えをされているのか。もちろんガレージのこともありますけど、最新の建設工事費ですかね、53億7,300万円。もちろん厳密にやったら実施設計とかいろんなものも含まれてくるんでしょうけども、仮にわかりやすく、その53億7,300万円の2割上がると、これは仮定の話ですけども10億7,460万円という金額が出てまいります。それで私も余りわからないので国税庁のホームページに入りましたら、病院の対応年数が39年と、こういうふうに出ておりましたので、そうすると単純に計算しますと年に2,755万3,000円の償却負担がのしかかってくるということでございます。

それで、この間6年目から10年目の間のあれをいただきまして見ますと8年目で600万円、9年目で1,800万円、10年目で2,400万円という病院事業損益なんです。これは先ほど市長もおっしゃったけれども、ガレージを病院事業会計でやるということになって、確かに償却は当初の計画よりふえています、千四,五百万か2,000万円ぐらいやったかな。事業外の収益の方で500万円というのがふえていました。それも見ました。ところが万が一上がるということになったら、償却負担に耐えられないということなんですよね。11年目からは何か1億以上の利益が出るような絵になっていますから、それは何とか吸収できると思いますが、その点についてはむしろお答えいただけるようでしたらお答えをいただきたいと思います。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 特別委員会でお答えしようと思いましたけども、反問もさせても らえないのに再質問に当初から想定されていませんから、数値については別途お答えをい たします。
- ○12番(市木一郎君) それで結構です。
- ○議長(坂口哲哉君) 市木議員。
- ○12番(市木一郎君) それでは、次に大きな2番目ですが、琵琶湖周辺の地域振興施 策についてお伺いをいたします。

野洲市の第2次環境基本計画案では琵琶湖の保全に関して、琵琶湖岸の砂浜浸食防止対策を実施し、湖岸の環境保全に取り組みますと、琵琶湖の水質浄化作用を向上させると共

に、水生生物の生息環境を保全するため、湖岸等におけるヨシ群落の再生を推進します、 ビワマスの生息状況を把握し、家棟川及び支流において生息に適した環境づくりを推進し ますとあります。

また、商工業振興指針では将来展望の中で、琵琶湖周辺から河川までのクルージングやマリンスポーツの体験(バナナボート、パラグライダー等)ができるリゾート的な施設を運営、菖蒲浜付近に水生体験学習や湖魚料理を食べられる湖の駅などを設置、琵琶湖の湖魚を生けすで飼い、活きたままを食べることができる施設の設置、エコ遊覧乗船場所等に利用者のための雨天用常設施設(ログハウス等)を設置とあります。

市長の平成29年度施政方針には、琵琶湖周辺について一切言及されておられませんが、 これまでの琵琶湖周辺の整備や振興施策について、どのような取り組みをされてこられた のか、また今後、どのような具体的な考えを持っておられるのかをお伺いいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 琵琶湖に関してこれまでどういう整備振興策をとってきたのか、 今後どういう取り組みをするのかというご質問にお答えをいたします。

まず、琵琶湖岸では、旧中主町のときに設立されていますけれども、第三セクターである野洲市湖岸開発株式会社があります。平成6年からビワコマイアミランドとマイアミ浜オートキャンプ場を運営しておりまして、本市としてはマイアミ浜の近くで本格的なキャンプや、通常キャンプとオートキャンプと両方でやっていますけども、その2つを楽しむことができるようになっておりまして、開場当初から市民はじめ多くの方にご利用をいただいています。ただ、この施設整備にあたりましては巨額な借金がされていましたので、かなり厳しい経営の中で返済をしてきておりましたが、既に全て完済をいたしました。また後ほど、この間の課題については申し上げます。

それと平成26年度からは、返済も含めて建設業の許可をとって菖蒲地区の植栽維持管理業務を取りやめて、キャンプ事業に一本化しました。これも議会に協議をさせていただいて、一部反対の方もありましたけども、本来市が持っている第三セクターが建設業の許可を持って、建設業を営むというのは不自然だからということで、方針転換をいたしましたが、幸い本業で十分収益が上がっておりまして、旧にも増して健全経営で、現在の状況を申し上げますと、平成27年度の施設の利用者は約5万5,000人に及んでおります。これは本当に現場で働いてくれている企業の職員あるいは協力していただいている方の大きな功績だと思っていますが、過去最高の売り上げ、過去最高の利益が上がっておりまし

て、今までできていなかった配当もわずかではありますけども、できるような健全経営に なっています。その裏側には市民の利用があるということであります。

これが一つ大きな成果かなと思っています。ただ、この施設につきましては、先ほど言いましたように、平成21年には県の方から湖岸における水上バイク等の適正事業の問題、そして一部、旧来から反社会的な活動との絡みがあるので是正をという指導がありましたので、これもご承知いただいていると思いますけども、地元自治会、漁業協同組合、水資源機構、県、警察と連携しまして湖岸地域環境マナーアップ協議会を設立いたしまして対応いたしまして、健全化を図りました。これがあって、今日の状況になっております。かなり苦労をいたしました。経営と健全化に関しまして、旧のまちの負の遺産を引き継いでおりました。これが一つであります。

もう一つは、昭和60年から62年にかけて、公園緑地建設整備事業計画なるものによりまして、吉川地区2.4~クタールが買収をされて、放置をされておりました。建物の立たない土地を持っていて、維持管理と除草に大きなお金を使っていましたけども、これも公募いたしまして、平成25年度から20年間、賃貸料で約300万円の収入がある再生可能エネルギーを生み出すという、これも湖岸ならではの事業であるというふうに思っています。これも私になってからやっています。

もう一つは、湖岸緑地中主吉川地区であります。これも滋賀県で平成13年度から旧野洲川北流敷地の最下流部を、生き物の生息地ということと、もう一つは旧中主町からの課題であった流出民地の回復という、合わせわざで進められておりました。これも県事業ではありますけども、かなり巨額の市の負担金を払っております。これも総事業費は10億7,000万円でありますが、平成28年3月に完了いたしまして、ウォーキングとかバーベキューあるいは自然観察に利用をいただいております。

いずれも、自慢するわけではないですけども、湖岸開発そして緑地、そして放棄地、いずれもやはりまずは基礎固め。私のやり方は学校の耐震化が半分だったらまずそこをきちっとやろう、フリーセンターのプロジェクトが放っておかれたらまずそこをやろう。病院も同じことなんですけども、ぜひ応援をいただきたいなと思うんですが、象が針の穴を通り抜けるより難しいのに、まだそこに針の穴を狭くするようなことをしていただくと大変な苦労が伴いますけども、こういったことをやってきた中で、今後も琵琶湖湖岸というのは有用な資源ですから、現在策定しております野洲市観光振興指針、これに基づいて一層の湖岸の活用と市民の福利の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(坂口哲哉君) はい、市木議員。
- ○12番(市木一郎君) それでは、再質問を1つだけさせていただきます。

現在の野洲市の商工業振興指針ですが、平成24年から29年度ということで進んでおります。先ほど述べましたのは、将来展望という中に、ハード事業の具体案というのが15並んでおりまして、その中の8番目、琵琶湖に関するところを質問の中で申し上げました。しかし、他にも本当にたくさんのお金が要るような施設ですね、いわゆるハードですから。ということですので、それというのと、それから最初のところ、本市の商工業がにぎわうための重要な施策となることから、今後、市全体での検討課題として取り組んでいくと指針ではされております。29年度で一応指針の年度が切れるわけですから、これらを具体的に実施していこうとすると、やはりまず優先順位を決めて予算化をする。でないとこれだけの大きなハード事業はなかなか具体化しないのではないかという思いがいたします。そこで、29年度以降に、この野洲市商工業振興指針を野洲市商工業振興の基本計画というふうに格上げをしてはどうかという思いがいたしておりますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 今まで余り関心を示していただかなかった分野に、関心を示して いただきまして、ありがとうございます。

野洲市はこれまで、私が就任するまでは、基礎的なところもできていませんでしたし、観光も全然でした。私もいろいろ仕事でやった経験もあるので、計画というのは難しい、だからぜひ指針を作りましょうということで、事業者、各団体、市民を誘って、そして当時立命館大学の専門家の教授にもお願いをしまして、みんなで夢を書こうといいますか、みんなが進むべき方向について議論をしましょうという会議をつくって、指針をつくっていただきました。ですから、これは責任逃れではなくて計画でもないわけなんです。ですから先ほど、初めてこの議場で引用していただいて光栄でありますけども、指針にいろんなものが盛り込まれていますけども、これは市がつくるというよりは、それぞれの主体が自ら向かっていこうということを盛り込んでいただいたもので、これがもしか市の計画であれば、じゃ、財源をどうするとかになるからそこで潰れてしまいます。

最初にやってもらったのがバルでした。だから、バルを始めようとしてやったのも振興 指針があったからできたものであります。今、農業振興指針も、これは私がなってつくっ て見直しをしていますが、先ほども太田議員から少し評価していただいたように、やはり国の農政には従うけれども、野洲市独自の視点で取り組みをしようということで、水田野菜の独自補助ですとか、米価が25%下がったときにも補塡をするとか、ですけどもあれも指針ですから、市だけが全てをやるというものではございません。もしか計画にせよとおっしゃるんだったら、もう一回精査をしないと、市の計画というのになればこれは責任問題が出てきます。ですけども、それだと夢が描けません。ですから、指針というのはまさにみんなが目指そうとする共通のところですので、ぜひ頑張って計画を議員さんでつくっていただくのは、私はだめと言いませんけども、いきなり今日指針を計画にと言われて、はいはいと言うのにはまだまだたくさん課題があって、何か2割上がるだけでも心配していただいているのに、ここに書いてあることを計画でやれというのはちょっとどうなのかなというふうに私は思いますけども、いずれにしても指針というのはそういう経緯でできたものであることをご説明いたします。

## ○議長(坂口哲哉君) 市木議員。

○12番(市木一郎君) 今、これハード事業15あると言いました。市がやるだけのものではないというご発言でしたけども、実際に読んでみますと、やはり市が関与してやらないとできないことがほとんどでございます、見てみますとね。例えば、市民ホールと併設したカフェ、個人商店との人が滞在できる野洲駅前の開発とか、いろいろいっぱいたくさんありますけども、やはり将来展望で市全体での検討課題として取り組んでいくという指針を上げて、5年目を迎えようとしているわけですから、やはり全部は無理でしょうけども、優先順位を決めて一つずつ実行していくという、そういう姿勢が私は大事であろうという思いでお伺いをしたわけですので、再度市長の答弁を求めます。

## ○議長(坂口哲哉君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 再質問にお答えをいたしますけども、何か不思議ですね。不思議 不思議。何も野洲に動きがなかったからみんなで議論して指針をつくりましょうと、議論 は本当に当事者に委ねて、それぞれ書いてもらってということで、計画であればあります けど、とりあえず5年というふうにしていますけども、その間にそこに書いてあるものを 全部事業化とかできません。でも、現に今、野洲駅前に商業交流施設もつくりましょう、 あるいは野洲駅南口の構想もやりましょう、北口の安全も保ちましょうということで、野 洲の分にあった部分では取り組んでいると思います。だから具体的にどの部分を優先的に やれとむしろ提案いただいたらいいんですが、野洲市が今抱えている事業からすると、こ こにあるのを全ていきなり計画化するのは困難ですと言っているわけで、それ以上のお答 えはないです。今まで全然質問もされないのに、この期に及んで質問されること自体がち ょっと唐突で歓迎をいたします。ありがとうございます。

- ○議長(坂口哲哉君) 市木議員。
- ○12番(市木一郎君) それでは、次、大きな3番目でございますが、近江富士団地内 の公共施設の跡地利用についてお伺いをいたします。

近江富士団地内には現在、旧三上幼稚園敷地と三上保育園があります。

旧三上幼稚園敷地については、平成28年度、介護老人福祉施設の整備の候補地でありましたが、公募されたにもかかわらず、応募がなかったということで見送られた経緯があります。また、三上保育園についても、平成29年度に三上小学校敷地に、三上こども園を整備される計画であることから、平成31年度には現三上保育園は解体されるものと考えます。

このように近江富士団地にある市の施設のうち、幼稚園に続き保育園まで閉鎖されることとなり、地域住民の皆さんにとっては子どもたちの元気な声が聞かれたときとは違い、 寂莫感が漂う場所となってしまうと思います。

そこで、現三上保育園の廃止後の敷地については、近江富士団地自治会と協議を重ねられて、地域住民皆さんのためになるような場所として利活用されるべきと考えます。また、旧三上幼稚園敷地については、地域密着型の小規模介護施設等に貸し付けなどをして利用してはどうかと考えますが、旧三上幼稚園敷地と現三上保育園の廃止後の敷地利用計画について、いかがお考えかをお伺いいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 反問します。
- ○議長(坂口哲哉君) 暫時休憩いたします。

(午後1時46分 休憩)

(午後1時48分 再開)

- ○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 市長、まず、質問に対しての答弁を先にして下さい。
- ○市長(山仲善彰君) 近江富士団地内の公共施設の跡地利用、特に旧三上幼稚園、現三 上保育園敷地利用計画についてのご質問にお答えをいたします。

まずは旧三上幼稚園敷地の跡地利用計画についてでありますが、現在は跡地利用の計画

は存在をいたしません。ご承知のように、この三上幼稚園については平成12年耐震診断がされてその結果、危険建物ということになりましたので、平成14年に三上幼稚園が移転されました。ちょっとこの経緯は後ほどもう一回きちっと説明をいたします。本来なら直ちに解体すべきところでありました。私が市長になったときも、担当課は「早く解体したいんだ。怖いんです」ということを再三、責任者が言ってきました。しかし、ご承知のように住民が使っていただいていました。私もそこは尊重していましたので、リスクを抱えながらご利用をいただいておりました。これも聞いているところでは、当初は活動団体主体ということであったんですけども、法人化という責任の問題もあって近江富士団地の自治連合会からといいますか、申請をいただいてお貸しをするという手続を経てずっと来ておりましたが、市の課題としましては耐震対策ができていない、そして消防設備も基準を満たしていない建物をお使いいただいていて、万が一何かがあったときには単に責任問題では済まないというリスクを抱えて長年やっていました。そういう経緯で暫定的に近江富士自治連合会に無償でお貸しをしてきていました。

そうだったんですが、実際そこで活動しておられる市民団体の方が平成28年3月をもって活動をもうやめるというふうにご相談がてら来ていただいたので、じゃ、もう課題もありますので市としては責任を持って解体するなり、本来の、十数年前の課題をずっと引きずってきたわけですから、解決しましょうという話になっていましたが、先ほどご指摘あった第6期の介護保険計画の中で、高齢者福祉施設を公募しようということになりました。

そうしたら、公募するという段階になったら、一つの応募者の一番有力な、旧来はそこにしか認めていなかった野洲慈恵会がぎおうの里でもう既にそれを前提にして土地を30年借地契約ができていると、市の土地を無償で30年貸してあるという話を確認いたしました。なぜそんなんを数年前にやったんか知らんかったんですけども、そういう話になっていました。そうすると公募がかけられない。一方は無償の土地を持っている。新規のところは土地がない。もちろん独自で土地を手配されるのが原則なんですけども、競争条件が整わないということもありまして、これはもう既に全協でお示ししたと思いますけども、ちょうどあそこがそういう形で除去ができるという条件が内々整っていたので、それなら公募の土地に使われるのであれば、これは事業者の判断ですけども、慈恵会には既に土地がもう貸していますよと。もう一つのチャンスとしては応募される場合そこを使われるということで、競争条件を整えようということで、課題になっていた建物を除去して公募い

たしましたけども、ご指摘のようにそこは使わない形で動いてきましたので、現在に至っています。

この土地につきましては従来からも、その老人福祉施設が来る来ないは別としまして、いずれにしても除去しないといけない建物でしたから、近江富士の自治会長さんから相談があったときには、近江富士団地は連合会の形ではありますけども、1区、2区、3区云々がそれぞれ自治会ですから、自治会館が建てられます。

三上の場合も、三上は1自治会、市木さんとこは1自治会ですけども、前田で自治会館を建てるとおっしゃったら1,200万円の補助を出しています。まして、近江富士は一自治会、そこだけでも100戸ほどあったりするわけですから、自治会館をどこかが建てられるんであれば使っていただけますよ。あるいは複数で自治会館を建てられるんであったら使っていただけますよというお話は既にしています。ということもあって現時点では計画はありません、ですから、桜橋会館。もともといびつだったんですけど、認識いただいているかどうか知りませんけども。もともとは普通財産であるべきなんですが、幼稚園だからということで子育て関係課からお貸しをすることにしていましたから、子育て関係課の職員は手続をすると共に、内心、当事者責任を負わないといけないのでびくびくものでした。責任は市長責任だから怖がらなくてもいいですよと言っていたんですけども、弁護士とも相談しても、一方的に野洲市が責任を負うというのは、これはもう明らかに助言を受けていました。

いろんなことがそういうふうになっているわけですね。私は活動は大いに評価していましたし、応援にも行っていました。だから、活動がされる限りはいわゆる腹をくくって使っていただこうと思っていましたけども、一番当事者である方たちが、私の部屋に来られて、高齢化もあったり会員も減っていってなかなかあれなので、空き民家を借りてでもいけるので、桜橋会館はお返しをしますとおっしゃってきたので、今言ったような対応をした次第であります。

なお、この三上幼稚園がなぜあそこに行ったのか。もともと三上幼稚園は50年4月に開園をいたしました。当時はご承知のように近江富士団地ができたばかりで園児がほとんど近江富士団地の方でしたからそうなりましたが、10年ほど経過したころから当然ですけども減少してきました。そういったことから三上学区のほぼ中心である小学校の隣接地に移転してほしいという要望が出始めたということになっていますが、移転先を3カ所選定して絞った結果、現在の三上小学校のところになっています。

ただ、本当に狭い狭小な土地です。なぜあそこに持っていったか、おまけに、これも既に議会でご説明いたしましたけども、JAの三上支所があった土地です。私が市長になるまでは三上支所も動くかなということもあったと思ったんですが、実は逆でして、生木を裂くように三上支所に何千万もの移転補償を出して移転をしてもらって、あの窮屈な場所に入れ込んでいます。先ほども太田議員が質問あった野洲側の道路も狭いしのり面が厳しいですし、園庭は狭い。そしてあの当時から幼稚園はもうあの窮屈なところに、平成14年ですから、12年、14年の話ですから、もう渋滞をしていました。なのにあそこにもっていっているんです、幼稚園を。無理して物すごく持っていっています。そしてJAは後で聞いたら歩道のない側を斡旋されたと言って、不便をかこっているので今回の再編計画では駅のところへ持ってくるので、病院の駐車場には無理だとおっしゃっている論理になっているわけですけども。いずれにしても、幼稚園があそこへ建った、そして三上保育園は耐震対策ができていない。これを平成23年の3月に策定いたしました幼保一元化の中で今の幼稚園にひっつけてこども園にするということで公開をさせていただいています。

もともと私が市長になるまでは三上保育園の対策はゼロでした。雨は漏る、耐震はできていない、計画がなかったんです。野洲第一、第二、三上、これが耐震対策ができていない。第1はアスベストが入っていました。できるだけ早くと思いましたけども、前も言ったと思いますが、用地自体も要るので、まずは学校の耐震化を優先して、でも計画だけはもう22年度につくっています。本当は幼稚園をもっといいところに持っていけばよかったんですが、そういう経緯ですから、今回は保育園を移転します。当然そのときの計画では跡地は住宅地に売却という方針を庁内で出していますが、これも栄にある第二保育園と同じことで市民の財産ですから、簡単に切り売りはしないですけども、ご心配いただいているように病院をつくるだけでも2割上がるとか言っていただいているように、スクラップ・アンド・ビルドをしないといけないので、できるだけ不要不急の財産については、売却して市民に使っていただくというのは基本方針ですけども、これも随分前からお話をしています。

どういう話かというと、近江富士の自治会館、あれだけ巨大な自治会でありながら一つしかありません。だから複数つくられてもいいし、今の自治会館もかなり老朽化しているので、三上保育園が移転解体した後、あそこに自治会館をつくっていただければ今の自治会館を使いながら新しい自治会館ができるので、物すごく移行が便利ですよと。そしてその後、今の自治会館も土地は市有地ですから、交換というか返してもらうか、あるいは場

合によっては駐車場とか広場にお使いになるんだったら市は配慮しますという話をしています。ただ、残念ながら近江富士は基本的に1年ごとに自治会長さんが変わられます。去年の自治連合会の夜の話し合いでも、市がいろいろアドバイスでサポートしてくれとおっしゃるので、余り自治会に市が方針を示すのはよくないけども、来年度、この4月以降はそういったことも含めて協議はしましょうというふうにはおっしゃいました、その場所で。今日の答弁でまだ自治会からは何のお話も、自治連合会の行政懇談会の答えはありませ

今日の答弁でまだ目治会からは何のお話も、目治連合会の行政懇談会の答えはありませんよと申し上げるようにしていたら、午前中1回休憩がありました。私戻りました。そうしたら要望書が届いていまして、こんな本会議の、うまい偶然やなと思うんですけど、ちょうど市木さんのご質問のその日に要望書が来ています。知っているのに知らん顔してできないので、事務局から連絡とってもらったら、今日傍聴に来ておられるらしいんですけども、どういうことかと言いますと、まさにおっしゃるとおりのことです。支え合い交流の場として使ってきました自治連合会で。平成28年1月には、市から翌年4月からの無償貸与の解除等建物の返還を申し渡されましたと。地域住民が突然支え合い交流する場を失ってしまったのでしたというふうにおっしゃいまして、どういう要望をされているかと言いますと、まさに今、市木さんがおっしゃったようなことが要望されています。

だから私、反問させてもらおうと思ったんですけども、どういう要望かと言いますと、 将来的に有効な利活用が望まれる貴重な旧幼稚園や旧保育園跡地に、これまでに述べた地域で共に交流し支え合う活動の拠点となる地域交流センター(仮称)のような施設を建設すること、またはリニューアル活用をして整備することという要望を出していただいていまして、まずそれを前提にして協議を進めていける場所を設定してほしいと、早急にとおっしゃっています。ただ、どこも今、まず自治会館は自ら建てておられます。1,500万円なり1,200万円の助成はしていますけれども。

市木さんの先ほどの質問の中にも、現三上保育園の廃止後の跡地については、近江富士団地自治会と協議を重ねられて地域住民の皆さんのためになるような場所として利活用をされるべきと考えますと、いかがお考えかお伺いいたしますというご質問なんですが、ですから今野洲が持っている制度からしますと、各小学校区、中主はなかさととひょうず分けましたけども、コミセンをつくっています。これは市が責任を持ってやっています。でも、それ以外は自治会館として整備いただいて運営を補助するということになっていますので、市木さんは図らずも今近江富士がこの自治連合会が持ってこられたように、市が設置すべきというご提案なので、私も設置できるものならぜひしたいと思うんですけども、

そうなると同じようなルールを及ぼしていかないといけません。

また、今議会にご質問が出て、前から課題視をしています、今、公共施設の総合管理計画の中でも目処を立てようと思っています。老人憩いの家をどうするかという大きな課題があります。あれは、旧に県が持っていた制度、県、市、そして地元という負担の中でできています。あれでもできています。だから市木議員は地元負担全くなしに、あの跡地に市がこういったコミュニティーの施設をつくれという趣旨でご質問されているかどうかを本当は聞きたかったんですけども、もう何か今議会は全然聞かせてもらえないので、お答えの中で言っておきます。

以上、お答えといたします。

○議長(坂口哲哉君) 市木議員。

○12番(市木一郎君) ただいまのその近江富士自治会から要望書が届いているなんて全くもう寝耳に水でございまして、この代表質問は市長の施政方針を聞いて、それからいったい何をしようかと、通常の施政方針の中というのはいつも聞いておりますから、何か違う、正直違う材料を探そうということで必死こいてやったのがこの質問でございますので、一つ誤解のないようにお願いをしたいと思います。

今市長からいみじくもおっしゃっていただきましたけども、近江富士で極端に言うたら 7つ自治会館が建つというような、ルールでいけば。そういうことを私も知りませんでしたので。これをぜひそういう方向で進めばいいな。ただ地元負担があります。近江富士の場合は見ていますと積み立てをなさっているというようなことを余り聞いたことがないので、これは大変だなと思いますので、ぜひ将来、非常に高齢化もしておりますので、将来も見据えて市が相談に乗っていただいていい方向に進めばいいかなと、そんなふうに思っている次第でございます。

それでは、最後に大きな4番目、学校における英語教育の充実について教育長にお伺い をいたします。

2月14日、文部科学省は小中学校の次期学習指導要領の改定案を公表いたしました。 その中で英語教育の早期化を打ち出しており、2020年度から小学校で全面実施されます。具体的な内容で注目されているのが、小学校3年生から導入される外国語活動、小学校5年生から導入される外国語の授業です。それぞれ授業時間は年間で35単位時間、70単位時間と設定されていて、小学校では600から700語程度の語彙力をつけることを目安にしているとのことです。現行の小学校での外国語学習の目標は聞く、話すを中心 としたコミュニケーション能力の素地を養うとされていますが、改定案では目標の例として、「馴染みのある定型表現を使って、自分の好きなものや、家庭、1日の生活などについて友達に質問したり、質問に答えたりできるようにする」とより具体的なものを設定していることです。

このように、改定案では小学3,4年で外国語活動を始め、5,6年で英語が教科化されます。この英語の教科化に向けた課題としては、授業時間数の確保や教員の指導力、教員の負担等が考えられます。そして、教員の負担軽減のためには、外国語指導助手(ALT)の増員、あるいは英語が堪能な地域の人材活用なども必要になると思います。3年程度の短期間にこの課題を解決し円滑に移行するためには、平成29年度からの準備作業やそのための予算化が必要ではないでしょうか。

しかし、今回公表されました教育方針には、これに対する取り組み方策が示されておりません。市内の小学校で平成23年度から実施されてきました外国語活動の実態を踏まえ、野洲市の学校現場が抱える課題とその課題解決のための対応方法、さらには次期学習指導要領の英語教育の早期化に向けた教育委員会の方針について、教育長にお伺いをいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) それでは、野洲政風会を代表しての市木議員の学校における英 語教育の充実についてのご質問にお答えをいたします。

次期学習指導要領では小学校の3、4年生において外国語活動が、5、6年生において 教科としての英語が導入されます。これに伴い市内の小学校だけではなく、全国的に課題 として挙げられることの一つに、3年生から6年生までの授業時数が年間35単位時間ず つふえることです。特に高学年では授業時間が週1時間分ふえますが、今でも1日6時間 の時間割がほぼ埋まっているため、授業時間の確保が課題となります。

この課題を解決するため、文科省では15分程度の短時間学習や土曜、夏・冬休みの活用も考えられると提案をしています。文科省からの情報提供やそれぞれの小学校で検討した時間割編成や時間割の工夫を交流し、子どもたちに過重な負担がかからない望ましい形で授業時間数の確保に努めたいと考えております。

今一つの課題は、教員の指導力の向上です。小学校教員は大学の教職課程で英語の指導 法が必修ではなく、英語の指導に自信がない教員も少なくないと思います。各小学校では 現在、文科省の外国語活動の教科書「Hi、Friends!」対応のレッスンプランD VDを使用し、創意工夫を凝らした活動が行われております。また、野洲市の教育研究所 主催で毎年夏季休業中に外国語活動の授業実践に向けての研修を開催しております。小学 校の教員が毎年30人前後参加して現場での視覚教材、これはピクチャー教材とかカード とかそういうようなものを使っておりますけれども、そういう視覚教材づくりやジェスチャー、伝え方、見せ方、授業内容の工夫に生かしており、次年度も引き続いて英語教育推 進講座の開設をしてまいりたいと考えております。

さらに、文科省が実施をしております英語教育推進リーダー中央研修のDVD教材を各小学校に配付をいたしまして、全教員が外国語活動の授業のイメージをより深めながら、指導力向上を図れるように課題への対応をしております。

今年度は県教委の小学校英語教育未来創生プロジェクト事業を受けまして、現在2名の 現職の小学校教員が滋賀大学教育学部で認定講習を受講しております。英語の免許状を取 得後、市内小学校で中心となって英語の指導にあたってもらおうと考えております。

次年度は滋賀県教育委員会からの平成29年度小学校英語パイオニアプロジェクト事業の依頼を受けまして、小学校英語についての専科指導教員を配置する予定をしております。 その専科教員を中心に英語の年間指導計画等を作成したり、学習指導や評価方法等の研究・検討をしたりして対応をしてまいりたいと考えております。

野洲市教育委員会の方針でございますけれども、先ほど申し上げましたように、免許状を取得した教員や専科指導教員を英語教育推進リーダーとして位置づけ、指導体制の強化を図ってまいりたいと考えております。加えまして今後、国から提示される次期学習指導要領について周知をすると共に、調査研究や全国の好事例、また必要な教材や資料も情報提供されるので、それを元に教育研究所や校内での研修を行い、小学校教員の英語の指導力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(坂口哲哉君) 市木議員。
- ○12番(市木一郎君) それでは1点だけ再質問をさせていただきます。

教員の負担が当然ふえていくということで、質問の中にも書いておきましたけども、負担軽減のためには外国語指導助手ALTの増員が必要ではという思いをしているわけですが、野洲市の現在におけるALTの状況について、人数あるいは活動状況があれば教えていただきたいと思います。

○議長(坂口哲哉君) 教育長。

○教育長(川端敏男君) ALTの質問でございますけれども、現在野洲市におきましては、ALTは配置をしておりません。

以上です。

- ○議長(坂口哲哉君) 市木議員。
- ○12番(市木一郎君) 今の説明ですと、専科指導教員とリーダーというのをおっしゃっていたと思うんですけど、それらを中心にして新しい英語教育に取り組んでいこうということだろうと思いますが、ALTを採用されるというふうなことは今のところでは考えておられないということでいいんでしょうかね。
- ○議長(坂口哲哉君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) まずはやはり一人ひとり、小学校の教員は学級担任をしておりますので英語の指導をしなければなりません。したがいまして、先ほど申し上げましたように、専科教員等を中心にしながらそれぞれの学校で研修を深めていただいて、先生方の英語の指導力の向上がまず第一義というふうに考えております。その状況を見まして、どうしても必要があれば、それはALTの配置も考えていかざるを得ないかもわかりませんけれども、現在のところは教員の指導力向上に力を注いでまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

- ○議長(坂口哲哉君) 市木議員。
- ○12番(市木一郎君) これからのことですので、十分ご検討いただいて野洲の子ども たちのために頑張っていただきたいと思います。ALTについて質問させていただいたの は、過去にマックスさんでしたか、有名な方がおられたので、その後どうなったのかなと いう思いもあったので質問をさせていただいたような次第です。

これで代表質問を終わります。

○議長(坂口哲哉君) 暫時休憩をいたします。再開を午後2時30分とします。

(午後2時16分 休憩)

(午後2時30分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、リベラル野洲、第5番、岩井智惠子議員。

○5番(岩井智惠子君) 今回は初めての会派代表質問となりますが、リベラル野洲を代表いたしまして施政方針と教育方針について質問をいたします。

まず、最初に施政方針についてお伺いいたします。

市長は昨年10月に3期目の当選をされ、これまで2期8年の間、施政決定及び予算編成過程などの公開による、施政の透明化や財政健全化集中改革プランによる財政危機の回避など、市民参加と財政健全化の推進をはじめ、文化・スポーツ施設及びコミュニティバスの直営化や国8バイパスの整備促進など、人とまちの元気の推進、また市民の安心を高める施策として生活困窮者対策と就労支援、学校の耐震化、こども園などの整備による待機児童の解消、さらには野洲駅前整備と新市民病院の基本設計着手などを積極的に進めてこられました。市長は以前の答弁に、私が引き継いだときは、バケツの底が抜けているような財政でしたと言われていましたが、山仲市長だからこそ、施政の透明化や財政健全化をここまでに推し進められてきたのだと確信しております。

新年度では野洲の元気と安心を伸ばす取り組みを一層進めていかれる中で、一般会計予算規模は199億3,000万円で前年度当初予算と比較いたしますと8億円、率では3.9%の減となりました。その理由として新クリーンセンターの本体部分の整備が平成28年度で終了したことが挙げられていますが、それ以外に減額となった要因があればお伺いをいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) リベラル野洲を代表しての岩井議員の代表質問のうち、まず平成 29年度施政方針についてのご質問にお答えをいたします。

まず、過去の取り組みに対して評価をいただいた上でご質問をいただきましてありがとうございます。

前年度当初予算からの減額につきましては、議員にもご指摘いただきましたし、クリーンセンターの本体部分の整備完了に加えまして、公立こども園整備事業、ゆきはたこども園ですけども、これが完了したこと、そして工業団地等の特別会計操出金が昨年度といいますか今年度ですね、平成28年度は一時的に膨らんでおりました。これが平準化されたこと、それと公債費の長期債の償還元金が大きく減少したことが主な減少の要因であります。

以上、お答えといたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) こども園のゆきはたこども園と工業団地の償還金が平準化、また公債費の償還金が少なくなったということですかね、そういうことでこのような8億円

という減額がされたということでよく理解いたしました。

次に、第1次野洲総合計画、6つの基本目標に沿って重点施策を掲げておられますが、 その項目別に質問をいたします。

「豊かな人間性をはぐくむまち」では待機児童の解消に向け、施策を打っておられる中で、1月31日現在市内全体の保育園、こども園、これは保育園部に限られますが、待機児童総数46人となっていて、保育現場では保育士不足が喫緊の課題であります。この喫緊の課題についてどのように取り組まれるのか、今後のことをお伺いいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 保育士の不足に対する対策についてのご質問にお答えをいたします。

これまで野洲市は公立保育園と民間保育園の整備支援で定数を順番にふやしてきましたけれども、施設整備よりはやはり保育士がなかなか確保できないという課題もありまして、残念ながら待機児童がまだ発生をしております。それで解決策としては、これは本市独自に従前から、特に民間保育園の園長さんから依頼がありました、保育士バンクを独自にということで、あえて結構困難な事業なんですけども、職員も仕組みを工夫してくれまして実践にあたってくれるということで、昨年7月から開設をいたしました。このバンクにつきましては正式に厚生労働省への届け出を行っておりまして、市内の保育園はもとより、こども園、幼稚園、学童保育所を就労先としたハローワークと同様の無料職業紹介事業としての機能を持っております。

2月末現在の実績は実登録者数 7 8 名で、うち求職者数が 5 5 名、就職紹介件数が 4 4 件。この中で現在 3 9 名が就職に至っておりまして、市の事業を評価するのも何なんですけども、7月から立ち上げてこれだけのマッチングができているというのは大きな成果であるのではないかなと思っております。

来年度は一層これを充実しまして、一定のノウハウを築けましたので、保育士の確保に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には県保育協議会が開催いたします就職フェアへの出展とか独自の臨時無料相談所の開設、また保育士資格が取得できる大学等へのPRなどこういった積極的なアプローチを行うと共に、小学生以下の子どもを持つ潜在保育士等の就労支援として予算を組んでおりますけれども、子どもの保育料の一部を補助する制度を新設して、引き続き保育士確保に取り組んでいきたいと思っています。

この保育料の支援ですけども、県でも一般的にやるようになっていますが、貸し付けで

あること等で借りていただく方にも負担感がありますし、債権管理の問題もありますので、 市独自に工夫をいたしまして、いわゆるワンウエーで給付をするという制度になっていま す。ただ、これだけで保育士さんが確保できるものではございませんので、やはりバンク ですとか就労条件、特に今、野洲市の保育園は民間も含めまして働きやすい環境になって いると思っています。一つは民間にも運営費、独自補助をしていますし、市の方もできる だけ正規職員でということでやっておりまして、現場の評価を聞いていますと、働く環境 としてはよくなってきているというふうに聞いていますので、まずはやはり保育士さんが 働きやすい環境整備、そして就労条件。その中でバンクを機能させて保育士の確保を一層 来年度取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上、お答えといたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) 今、お伺いいたしいますと、保育士不足ということで、保育士 バンクなどを厚生労働省の方に申請というんですか、しているということ、またハローワ ーク、それから働きやすい環境をよくしていって、また条件をさらによくしたり、保育士 さんの子どもさんの保育についての支援をしていくなど、いろいろと考えておられるとい うことで、ほぼこの待機児童46人となっておりますけれども、これは解消に向けていけ るということですね。

また引き続き、学校現場での課題対応として、特別支援教育の充実に向けた体制整備を図り、スクールソーシャルワーカーの増員配置は児童・生徒に最も配慮された施策の一つであり、現場からもありがたいという声が上っております。一方で先ほど教育長よりも、いじめあるいは虐待は現在222件と把握されているようですが、児童・生徒の不登校、あるいは虐待などがふえてきているとは今の現状でわかりますが、今後この現状と課題や取り組みについてお願いをいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 不登校及び児童の虐待に関するご質問にお答えをいたします。

まず、不登校につきましては年度によって増減がありますけれども、年間 30 日以上の欠席者はほぼ横ばい状態であります。ちなみに、25 年、6 年、7 年、申し上げますと小中で 25 年度が 51 人、26 年度が 64 人、27 年度が 57 人ということですので、60 人前後の不登校、30 日以上の欠席者が発生しております。

こういった対策としてはご指摘のようにスクールソーシャルワーカーを含めた学校の職

員が不登校になった要因を評価いたしまして、環境の調整を図りながら児童・生徒が学校に復帰、また教室に入れるという支援を行っております。特にスクールソーシャルワーカーに関しましては、県のは1名なんですけども、実質今年度から4名市単独でやりまして、ご指摘のようにすごく効果が上がっておりまして、期待が高いので来年度はもう1名市の単費で増員をする予定であります。こういった対応とあわせまして児童の不登校になる要因、先ほど申し上げましたようにアセスメント、評価をもう少し丁寧にする取り組みもあわせて行っていきたいと考えております。

次に、児童虐待でありますけども、相談件数は平成29年1月末で395人となりまして、この中で一番多いのがネグレクト、いわゆる放棄ですね。食事を与えないとか洗濯してあげないとか、要するに世話をしないというのが一番多くて171人です。続いて、身体的な虐待が116人、心理的虐待が106人、性的虐待が2人というふうな状況です。これはまだ2月、3月がありますので、昨年のケースでいきますと420件ぐらいでしたので、28年度としてもほぼこの状況ですと至るのではないかなというふうに思っております。

市の要保護児童対策協議会におきましては、当然ですけど早期発見、早期対応に向けまして関係機関と情報を共有しておりまして、また市の健康推進課との保健協議やスクールソーシャルワーカー連絡協議会、中学校生徒指導連絡会など、教育委員会部局と福祉部局が協議連携をしまして切れ目のない支援を行ってきておりますし、今後も一層充実をしてまいります。

今後の取り組みにあたりまして、この平成28年度に要保護児童対策地域協議会で分析を行いました。その中でやはり大きいのは育児不安やストレス、経済的な問題などが絡み合っておりまして、こういった問題を整理し子どもの危険度を把握し、子どもが安心で安全な、健全な生活ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術としてCSP幼児版初級指導者養成講座を今年度開催いたしまして、保育園、幼稚園、子育て支援センター等の職員16名が受講をしておりまして、相談業務や保護者へのアドバイスに生かすことができたということも今年度の成果としてありますので、次年度も22名の受講予算を計上しておりまして、

一層職員の対応能力の向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。

○5番(岩井智惠子君) 野洲市の場合は本当にありがたいなと私もこういう事例を聞かせていただいて思います。県が1名というところを市は4名、さらにもう1名ソーシャルワーカーの方をふやして下さるという見込みでございますし。驚きますのはこの中でも395名、400名近い虐待が把握されているということで、これは本当に悲しいことですけれども、何とかこういう中で一番弱い子どもたちを守っていただきたい、早急にこういったところに光を当てていただけたら私は本当にうれしいなと思いますので、今後とも手を緩めずによろしくお願いをいたします。

次に、「人とひととが支え合う安心なまち」では、生活困窮者対策として、引き続き就労 支援や家計相談支援を行うなど、その場の総合力で相談者の発見と生活再建支援を進める と言われていますが、具体的にはどういう支援の強化を図られるのかお伺いします。今ち ょっと一部はこの中で言われているかと思いますけれども、困窮者に対してその対策をお 願いいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 生活困窮者対策の強化についてのご質問にお答えをいたします。 まずは野洲市くらし支え合い条例を平成28年10月から施行しておりまして、この第 23条に「市はその組織及び機能全てを挙げ、生活困窮者等の発見に努めるものとする」 と位置づけておりまして、市の総合力で支援を進めることを明記いたしました。

この発見に努めるというのは、先ほどご質問をいただきました児童虐待もそうですし、 発達障がい、発達支援もそうでして、基本的にやはり相談があってからではなくて、市の 方から出かけていくと。相談があって一般的には逃げるというのが一般なんですけどそう じゃなくて、むしろ問題発見に市あるいは関係機関で取り組んでいくという姿勢で行って いる一環であります。これは、専門家からはかなり評価をいただいていまして、一般的に は、さっき申し上げたように、相談があってもできるだけ避けて通るという姿勢が通常な んですが、職員が率先して関係機関と協力しながら問題を発見にいってくれているという、 そういった動きがここにつながっているというふうに思っております。

その相談者の発見の仕方ですけども、一つは野洲市債権管理条例の仕組みで、税金とか 給食費とかこういったものの滞納を、単なる滞納として捉えるのではなくて、生活困窮の SOSシグナルとしてキャッチをいたしまして、生活再建につながるように努めておりま す。当時から冗談で、ようこそ滞納いただきましたと言っているんですけども、本来けし からん滞納が、逆に意図せざる滞納の裏には仕事がなくなったとか、病気になったとか、 家族の課題であったとかいう深刻な問題が隠れているということで対応をしております。

また、地域でも発見していただく取り組みとして、事業者及び団体等の協力を得まして、 高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者のちょっとした異変をキャッチしていただいて市 に連絡をしてもらう仕組みであります野洲市見守りネットワークを構築いたしまして、地 域としての視点で取り組んでいただいております。

また、就業支援につきましては、昨年10月に始まりました特定求職者雇用開発助成金を効果的に活用するため、ハローワークとの連携をより充実させ、生活困窮者等の雇用開拓と職場定着を促進いたします。

また、生活の再建につきましては、相談支援体制をさらに充実させるために、厚生労働省の事業であります、我が事・丸ごとの地域づくり推進事業を活用できる職員体制を来年度敷きまして、地域住民の相談を丸ごと受け止める場、機能等を構築し、生活再建支援について充実を図りますし、先般からも報道されていますように、国から現時点で野洲市の協議会に唯一情報をいただいていますけども、犯罪被害に遭われた方で脆弱な状態におられる方について、個別に市からアドバイスを関係機関と連携しながら行っていくという取り組みも始めつつあります。

以上、お答えといたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) 先ほどに引き続き、大変積極的な行政の方の取り組みに大変感謝をするわけですけれども、全国に先駆けて、くらし支え合い条例も発足させておられますし、受けるのではなくて自ら、こちらから出かけてでもシグナルをキャッチするという、こういった積極的な体制にとても安心するわけですが、縦だけのつながりではなく、横のつながり、いろんなところでアンテナを立てていただいて、そうしたシグナルを出し続けている人たちを何とかしていただけたら一番よいかなと思います。手を緩めずに今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、安心を伸ばす主な取り組みでは、新市民病院の平成32年度の開院に向け、 実施計画を進めると共に、病院機能の具体化に着手。また、野洲駅南口周辺整備も福祉、 保健、医療機能も含め、市民の健康とにぎわいのまちづくりに取り組んでいくと言われて いますが、そもそも市民病院については、市民の反対者の中にも間違ったデマや正しい情報が伝わっていないことによる不信が多分にあると私は思っております。これらを踏まえ、 今後、段階的に市民に広く理解を求めるようすべきと思いますが、この点についてはどの ように考えておられるかをお伺いします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 岩井議員の市民病院に関しまして広く市民のご理解を求めるということについてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおりであるというふうに思っております。これまでも市民病院ならず、さまざまな野洲市の問題につきましては、まずは公表して情報の共有化、これも先ほど言いました、学校の耐震化が半分しかできていませんよ、危ない保育園がありますよ、普通はできるだけいわゆる穏便に隠すんですけども、まずそこをきちっと市民と共有化して手だてをしていきますと。安心感がないと不安だけが募りますので、両方セットでお示しをして、中長期的展望で順番に解決をしてきました。道路は平成36年、5年に幾つか目処が立ちますが、今残っているのはもう野洲駅の北口、今、安全対策をしていますが、それと南口の整備と病院で一通り安全とか過去の宿題が終わるのではないかなというふうに思っております。

病院につきましては、野洲病院から提案があったときにすぐに握らないで公表をいたし ました。あれによって、市民の皆さん方、あるいは専門家、そして病院で働いている職員 さんたちでも初めてああいう状況になっていることをお知りになったわけです。対策を順 番にこれも公開でやってきています。モットーは逃げない、隠れない、ごまかさないとい うことでやってきていまして、現在基本設計に至っていますが、残念ながら岩井議員のご 指摘のように、誤った情報等が何か流されているようでありますというか。今日も市民の 方から電話があって、休みの日にビラが入っていたらしいんですけど、私は知らなかった んですけども、正しいのか間違っているのかぜひそのあたりをというふうにおっしゃって いますので、今日のこの議会でも、先ほどもご質問があって、ぜひこちらもやりとりをし た上でやらないといけないんですけども、何か一方的に市民の方からも、市長の手紙に私 は答えていますけども、できたら顔を合わせて対話をしたいという提案をしたら、いやそ れは結構だとおっしゃいますし。これまでも予算の公開の議論もしているわけですし、さ まざまな場があるのに、そこではやらないで今岩井議員がおっしゃったように、ご本人は 正しいと思っておられると思うんですけども、市がお知らせしている情報と異なったもの が伝えられていると。全く残念ですが、かといっていちいちそこへ違いますよと言うのも 限界がありますので、これまでどおり全ての市民の方に情報を共有化して懇談会、議会の 審議といったことの繰り返しで政策決定と実現に向けて取り組んでいきたいというふうに

考えております。

○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。

○5番(岩井智惠子君) ただいまは情報の共有化、懇談会、審議などを繰り返していくというお話でございました。私もどういう手だてが一番いいのかなと自分なりにも思うんですけれども、これだというのがなかなかないし、知ってほしい方はなかなかそういう懇談会にも出てもらえないということが多いですけれども、私の周りにも理解をしっかりしていただかないために、反対だ、反対だと言われていて、しっかり言うと、「あ、そんなんやったんか」という意見も大概あるんです。ですからやっぱり正しい情報というのを流すべきだと痛感いたしております。逃げない、隠れない、ごまかさない、このモットーを今後共ずっと貫いていただきたいなと。そして情報公開、中長期的展望に立って市民に分かりやすく、そういう機会をできるだけ与えていただきたいと、このように思います。

では、次に行きます。

また、子どもの安全確保と保護者の子育てと就労の両立に向けた支援と、病児や回復期にある病後児の一時的な保育を保護者にかわり行う事業への支援が上げられています。この事業は地質調査の結果不安定要因があり、事業開始は平成29年6月1日、2カ月ほど遅れる見込みでありますが、現段階での病後児保育児の申込状況や今直面されている課題があれば教えていただきたいと思います。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 病児・病後児保育の件に関するご質問にお答えをいたします。

病児・病後児保育に関しましては、市民といいますか、子育て世代の方から念願のサービスでありました。市としてもできるだけ早く取り組みたいということで、現野洲病院でできないかなとかいろいろ探りましたが、施設とか医師の関係で困難でありましたので、新市民病院ができた段階ではそこには入れようということであったんですが、幸い市内で新たに開業される医院がぜひ積極的に取り組みたいということでございましたので、議会にもお知らせしていますように、国、県の補助金に市の補助金を加えまして、整備をいただくということになっています。少し遅れていますけど、これは地盤がとか地質が不安というよりは、もともと農地だったところを駐車場にされた後ですので、そういったあたりのことがあって少し遅れていますが、そんな地質が心配だと言われるといかにも心配になるんですけど、そういう問題ではございませんでして、当初から若干想定された土地の利用の計画もありまして、予定に遅れています。

この制度は、ご承知のように、子育て世代の方が急に子どもさんが熱を出したとか病気になった、でも保護者は働きに行かないといけないというときに、学校は行けない、自宅でも無理というときに急に連絡をいただいて、予約はいただくんですけども、ご利用いただく施設であります。

当然、保護者負担もありますが、市も県の補助金と合わせますと毎年1,500万円を超える経費がかかりますので、これを健全に運営するための財源の確保も必要ですし、細かい課題といたしましては、保護者からするとできるだけ使い勝手がいい、予約制ではありますけども、電話をしたらすぐ預かってもらえるぐらいの、そういったサービスが提供いただくということですけども。個人の開業医さんにやっていただくわけですので、そのあたり過大な負担が起こらないような形で適切なサービスをしていただくというのと、あと選考のところの情報を見ていますと、保護者が悪いわけじゃないんですけども、熱がおさまったからもう結構ですみたいな形で体制を整えておられても行かないと、その方がいいわけですけど結果としては。そういうところでなかなか運営がぴしっといかなくてそれが結果的に経費の負担にかかってくる、収益性が悪くなるといったこともありますので、今想定している人数で予算を組んできちっと補塡をすることにしていますけども、そういった健全なサービス提供と、その裏側での経費を含めた運営ができるように開業医さんと市できちっと工夫をしていきたいというふうに思っていますし、そういったことが課題であるというふうに考えております。

○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。

○5番(岩井智惠子君) 若いお母さん、若いに限りませんけれども、子どもを持つ親といたしましては急な発熱だとか仕事をどうしても抜けられない場合、こういうような預かっていただけるところがあるというのは本当にありがたい施設だなと思いますし、かといってこれも初めての試みですよね。そうなるとなかなか課題も見えにくい部分もあると思いますし、かといって経費もかかることでございますので、ここらを少しでもうまくいくように、全然利用者がないようなことでも困るし、そうかといってたくさんたくさん預けりゃいいというものでもないので、本当に困った方が助けてもらえるという、そういう施設のあり方が今後も望まれるのではないかと思います。

続きまして、「地域を支える活力を生むまち」では、農地や農業用施設の保全、環境向上への活動を行う農業者を支援し、農業者の営農意欲の向上に向け、イベントの開催や農産物等の販路拡大の取り組み支援と言っておられますが、具体的にはどのような支援をいう

のかお伺いいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 農業への支援についてのご質問にお答えをいたします。

まずは基盤の問題として、農道の路面維持や水路の泥上げ、維持補修等の、こういった 取り組みに対しまして、自治会に対しまして、国の世代をつなぐ農村まるごと保全向上対 策事業への交付金で支援を、基礎的な部分をやっております。また、環境向上への活動を 行う農業者支援につきましては、環境こだわり農産物の取り組み推進のために、制度を当 事者にお知らせをして取り組んでいただいていまして、現在36団体が取り組まれており ます。

また、イベント面では平成27年度、野洲市青年農業者クラブがひまわり迷路を企画実施するということで、これも販路の拡大あるいは地産地消組織を活性化しようということでありましたので支援をしております。また、地産地消推進の組織である、おいで野洲まるかじり協議会が中心となりまして、なりくらまくわを使ったスイーツの商品開発など、こういった新しい取り組みも行っていただいております。

また、農業者クラブ、現在人数もふえていまして、できるだけきめ細かな情報交換をしようということで、私どもと本当は毎月1回というご提案だったんですが、3カ月に1回いろんな協議をして事業に取り組んでいこうというふうにしていますし、そもそも5年前に農業振興計画をつくりまして、今改定中でありますけども、この中で市独自の支援策とか事業に取り組んでいきたいと考えています。

あと、地産地消につきましては、また後ほどもご質問いただくことになると思いますが、 クリーンセンターの余熱利用施設でプールあるいは健康づくりとあわせて地産地消という 取り組みもしようと思っていますし、JAおうみ富士さんの方では支店再編計画の中で祇 王地区に新しい地産地消の施設展開を計画しておられるようでありますので、制度にのっ とって対応をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) 5年前に委員会を立ち上げておられるそうですけれども、この 農業意欲向上に向けてなんですが、従事者というのはどれぐらいの推移で、上がっている んでしょうか。
- ○議長(坂口哲哉君) 市長。

- ○市長(山仲善彰君) 従事者と言いますか、認定農業者ですね。先ほどもお答えしましたようにふえております。
- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) 農業従事者の方はなかなか厳しいということを聞くんですけれども、そんな中でもこうして若い世代も取り組んでいただけるということは、少し展望も見えて、農業の方にもより一層の力を入れていただきたい。そして地産地消、これからクリーンセンターの方でもいろいろ展開もあるかと思いますし、ちょっと希望を持っていきたいと思っております。

引き続き、「美しい風土を守り育てるまち」では新クリーンセンターが無事稼働し、軌道に乗り、いよいよその余熱利用施設整備に向けて、まず旧クリーンセンターの解体に取り組むと共に、野洲市立体育館温水プールの利用中止のさなか、期待は増すばかりでございます。交付金や限られた財政で、専門家を交えた効果的かつ効率的な運営への取り組みがされるよう、かつ大いに幅広い意見やアイデアを収集してほしいものでございます。

また、江戸時代の将軍の上洛専用宿舎、休憩所でもあった永原御殿の跡地について、国の史跡指定を受けるがための調査と竹林の伐採、説明版の整備等、御殿跡の保全と保存啓発を進めるにあたり、この調査費等を今年度に予算化されたことや、かねてより立派な史跡でありながら相当数の鳥によりまして、その鳴き声やふん害も目に余るものがあり、苦情となっていましたが、ここで大きく動き出したことに感謝の思いでございます。一方、観光面でも私もボランティアガイドの一員として期待をしておりまして、永原御殿跡から妓王寺、祇王祇女の屋敷跡など、あのあたり一帯を野洲市のメインの観光地として整備されることに期待を膨らませておりますが、そのことについて何か構想などあればお伺いをしたいと思います。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 美しい風土を守り育てるまちにという項目で、まずは余熱利用施設につきましては、これは既に公開で今検討しておりますが、先ほども申し上げましたように、クリーンセンターから出てくる熱を、あの場所が里山というすばらしい条件もありますし、駅からも10分程度で行ける交通の便もありますので、そこにプールそして地産地消、健康づくりといったことで施設展開をしたいと思っております。ただ、運営費もかかりますので、できるだけ民間ノウハウを入れてと思っておりますが、プールは現在も持っておりますけど、今、中止をしておりますけども、一定の市民の健康づくりということ

で経費負担をしておりますので、そういったレベルの経費は出して、できるだけあとは民間のサービス提供で動くような持続可能な運営で展開ができるようなアイデアを今後募っていきたいというふうに考えております。

また、永原御殿ですが、これも長年地域といいますか野洲の誇りである遺跡でありまして、史跡としての整備が望まれていました。一時はその方針を決めたんですけども、史跡になりますと国から用地買収の支援が受けられますが、一時そこがなかなか厳しいということもありまして、一旦吸収をしたんですが、少し目処が立ったといいますか、もう一つは思い切って市で購入しても一定の財源はいけるだろうと、できるだけ国の支援を受けつつでありますけれども、これを逃してしまうとまた土地利用が変わってしまうと困難ということもありまして、今年度のある時期から具体的な調査を行いまして、来年度から史跡にするにあたっての事業を計画させていただくということになっております。

一方、たちまちのご指摘のカワウ等の被害につきましては、竹林の伐採等県の制度も使いまして、たちまちの対応をしていきたいというふうに考えております。この御殿、ご承知のように、徳川家康が幕府を開く17年前の天正14年(1586年)に豊臣秀吉と和睦した際に、野洲郡内に3万石を秀吉から与えられた五大老として上方に常駐する天正19年、5年後でありますけども、在京賄料として野洲郡(6万4,375石)と下甲賀郡を合わせて9万石が秀吉から家康が受け取ったことに由来する、本当に歴史的な経緯のある史跡、場所であります。そういう意味で早くから、家康が徳川幕府を開く前から、この交通の要衝に御殿を、所領をもって御殿を建てたという経緯がありまして、これまで放置がされていましたので、今回観光はもとより、まず文化史跡遺産として整備をすることによって、ご指摘のあったその魅力あるいは歴史的経緯へのイマジネーション含めて、観光的にも大きな資源として活用していきたいというふうに考えております。

○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。

○5番(岩井智惠子君) ということは、私が望んでおります、行く行くは観光をメイン とした地として整備をしていかれるということでと、とってもよろしいでしょうか。あり がとうございます。

貴重なところでございますので、ぜひこんな機会はいつも上がっていながら藻くずと消えていたような感じで、やっとここに浮上してきたということはありがたいことですので、 これも推進を続けていただきたいと思います。

次に、「うるおいとにぎわいのある快適なまち」では、主要な幹線を中心に危険度の高い

道路の整備や修繕を行う他、野洲駅南口あるいは北口周辺基盤整備の進展が図られる中、 少し別の角度から質問をいたします。 JR複々線化用地取得の経過及び今後の方針につい てお伺いをいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 政策調整部長。
- ○政策調整部長(寺田実好君) 今、岩井議員の方からご質問いただきました J R 複々線 化用地の取得の経過及び今後の方針についてお答えをさせていただきます。

その後欄に岩井議員の方がお示しをいただいていますとおり、もともとJR琵琶湖線の草津駅から野洲駅間の複々線化につきましては、昭和45年に旧国鉄の野洲電車基地が完成したころからの地域住民の願いとして、旧国鉄に対し継続的に要望をしてまいりました。その後、昭和62年に国鉄がJR各社に分割民営化されまして、土地の所有権が国鉄清算事業団へと移されたため、国鉄による複々線化はこの時点では実現がされなかったということでございます。その当時、野洲町におきましては、その複々線化実現の可能性を国鉄からJR西日本に引き継いでもらうために、事業用地の取得が必要であるというふうな判断をさせていただきまして、平成10年3月に議会の方に諮った上で、国鉄清算事業団から土地を取得したということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) その中で野洲地先あるいは久野部地先共で1万175.94平 米を、また既に返済されておりますけれども、それらの土地を3億7,891万1,11 4円で取得をされております。その当時としては複々線への夢もあり重要性も高かったと 思われますが、一部駐車場あるいは資材置き場等に貸し付けられていますが、現時点で採 算の状況についてお伺いいたします。
- ○議長(坂口哲哉君) 政策調整部長。
- ○政策調整部長(寺田実好君) それでは、取得をいたしました現在の土地の採算状況に ついてお答えをさせていただきます。

当該用地につきましては、もともとが複々線化を実現するために取得した土地でございます。それまでの間有効活用をしていこうということで、購入から現在に至るまで民間企業あるいは自治会等に期間を定めながら貸し付けを行ってまいりました。累計的に計算をさせていただきました。維持管理経費を差し引いた貸付収入の総額、平成28年度現在で累計で約5,500万円になっております。

この額だけで申し上げますと、財源確保という観点では市の財政に大きな役割を果たしてきたとは言えるんですけれど、もともと先ほど岩井議員がおっしゃっていただきましたように、購入時に公共用地先行取得債で約3億8,000万円という財源を用いて購入をしております。この額につきましては、平成20年3月に返済をさせてはいただいておるんですけれど、本来の目的に供されていないという、現在の状況から考えますと、たとえ累計収入の分を差し引いたとしても、市の財政には大きな負担となっているのではないかなというふうに考えております。

なお、参考までに申し上げさせていただきますと、単年度の収入になりますと平成28年度で収入が約210万円、除草委託等で維持管理経費が約60万円支出をしております。 差し引き、単年ではございますけれど約150万円の黒字となっていることを申し添えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) 今おっしゃったように、その当時は夢もあって複々線化のもとで購入をされたということで、議会も通っておりますので何とも言えませんけれども、やはりあそこの土地は、貸し付けられるかといえば、私も土地を見てきたんですけれども、家も建てられず、そうかといって何を建てるというか、即線路になっていますから、何もできない状態の土地を今は持っていらっしゃる、いわばJRのために持っているような感じにしか見えないんですけれども、ここで何かですね、JR西日本の意向としても複々線化の実現は困難と聞き及んでいる中、県や周辺他市の動向と今後の土地活用の見通しについてお伺いをいたします。
- ○議長(坂口哲哉君) 政策調整部長。
- ○政策調整部長(寺田実好君) 県や周辺他市の動向と今後の土地活用の見通しについて お答えをさせていただきたいと思います。

まず、議会の方でもご報告をさせていただいておりますとおり、市といたしましては滋賀県に対しましては国県要望という形で、JR西日本に対して複々線化の早期実現に向けて働きかけを継続的にさせていただいております。また、湖南4市、草津、栗東、守山、野洲になるんですけれど、が連携をいたしまして湖南総合調整協議会というのを設けております。ここで統一的にJR西日本に対しまして複々線化の早期実現、これも継続的に要望をさせていただいておるというふうな状況でございます。

今後の見込みが、今岩井議員がおっしゃっていただいたように、JRさんの方はなかなか厳しいというふうなことを言われておりますけれど、もともと複々線化を目的に購入した土地でございますので、今後も継続的に要望をしてまいりたいというふうに考えております。それが実現するまでの間、当然土地の活用については有効活用を図っていきたいということで考えているんですけれど、それが長期的あるいは恒常的になってきますと、もともとの目的に供すことができなくなっては、これは元も子もございませんので、財源確保あるいは土地の保全の観点から利活用については検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) ちょっと聞き及んでおりますと、草津の方も複々線にはそんなに積極的でもない。守山も中途半端や思うんですけど、野洲も依然として複々線の働きかけをしていかれるということですが、長期的ではなくて、やはりちょっとでも貸し付けたりして収入をもう少し上げるような方向でしていただけたらなと。大して家を建てられるわけでもありませんので、資材置き場か駐車場ぐらいやと思いますけれども。ただびっくりしましたのは、そこの一部に市の職員の方の駐車場があるということで、大変遠くまで、この市まで、本庁まで通っておられるという中で、大変な目もしていただいているんだなと思うんですけれど、何とかそういう活用を今までではなくて、もうちょっと積極的にしていただけたらなと思っております。

次に、「市民と行政がともにつくるまち」では、開館から20年以上経過し、不調を来しておりますコミュニティセンターぎおう及びしのはらの空調設備の改修の見通しがつき、ご不便をおかけいたしておりました市民の皆様に喜んでもらえると思います。特に近年の暑さや寒さは体にこたえます。一日も早い改修を待ち望んでいるところでございます。また、今後の総合行政システムの最適化計画の策定や市内全域の情報環境など、利便性の向上について具体的にお伺いをいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 総合行政システムの最適化計画の策定及び市内全域の情報環境等、 利便性の向上についてのご質問にお答えをいたします。

現在の最適化計画は平成24年度に策定をいたしまして、25年度から5カ年計画で基幹システムやネットワークの再構築、自治体クラウドの導入などの取り組みで、事務の効

率化や経費の大幅な節減、情報セキュリティーの強化に取り組んでまいりました。この計画が29年度で終了いたしますので、来年度は計画の検証と評価を行いまして、平成30年度からの計画として更新策定をする予定であります。

また、あわせて市内全域の情報環境等、利便性の向上についてでありますが、災害時に防災拠点となる学校やコミュニティセンター、市役所などの公共施設にWi一Fi環境を整備することによって、災害時における市民の情報収集手段を確保すると共に、避難所運営の効率化を図ることや、学校においてタブレット授業などICT教育での利用、また市役所や駅前博物館、図書館などでの市政情報や観光情報の発信など、平常時の活用方法も検討しまして、市民や来訪者の利便性が向上するような施策展開を図っていきたいというふうに考えております。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) 平成24年に策定され、今回はそれをどういうふうになってきたかという中で、30年からはまたそれを土台として策定されるというんですか、進んでいかれるということなんですけれども、次に、最後になりますが、昨年策定された公共施設等総合管理計画に基づき、市民への良質な行政サービスの提供に配慮した上で、公共施設の再編を着実に進める再編とはどういう内容かを最後にお願いいたします。
- ○議長(坂口哲哉君) 市長。
- ○市長(山仲善彰君) 野洲市公共施設等総合管理計画、これにつきましては国が制度をつくりまして、各自治体が策定するように指導をしておりますので策定したという面と、これも既にご説明していますように、この策定をすることによって不要となった公共施設の除却、解体に起債ができる、実質補助が裏打ちされるわけですけども、そういう制度があるので両面から策定いたしました。野洲市の場合は、冒頭もご指摘いただいた、集中改革プランで不要な建物を一回、いわゆる棚卸をしまして整理をしておりますので、課題になっておりましたことの一端は整理ができていますが、まだまだ文化施設等で重複施設がありますので、今後この計画に基づきまして再編とか更新を図っていきたいと考えております。

ただ、施設を統廃合とかなくすのが目的ではありませんでして、この計画にも書いていますし常々申し上げていますように、施設というのは子育てとか教育とか、あるいは保健、福祉といったサービスの提供のための器としてありますので、サービス優先ですから、サービスは切らない、減らさない。逆に言えばサービスがなくなっているのに建物だけ残そ

う、せっかく建物があるから活用しようという、これは本末転倒になりますので、サービス優先で施設の統廃合整理更新を行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) だめだから全部切っていくんではなくて、やはりサービスが優先であると、切ることが目的ではないということを聞きましたので、ただ、無駄な施設についてはやはり今後考えていただかないと経費もかさみますので、そのあたりは調整をいただきたいと、このように思います。

市民がまちを育て、まちが市民を育てるという考え方のもと、市長がいつも言われる透明・公平・公正をモットーとして、市民のための施策を展開していただきたいと常に願っております。ありがとうございました。

続きまして、教育方針について平成28年度教育方針の成果と課題、そして平成29年 度の取り組みについて質問を続けてまいります。

昨年度は基本理念、「愛と輝きのある教育のまち・野洲、一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあう人づくり・まちづくり」に基づき、子どもから高齢者までが愛の心を大切に、さまざまな活動に取り組むことで笑顔、元気、自信、誇りなどの輝きを創出する教育を推進し、3つの取り組みの方向性を示し、取り組んで来られましたが、それぞれの項目から1つ目の子どもの育ちへの支援、2つ目の子どもの生き抜く力を育てる、3つ目の誰でもどこでも学び合う環境を整備、これらの成果と課題については述べておられますが、特に印象に残った事柄だとか、課題としてこれから一番に取り組んでいきたいというような点がありましたら、大まかで結構ですのでお伺いしたいと思います。

- ○議長(坂口哲哉君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) それでは、リベラル野洲を代表しての岩井議員の平成29年度 教育方針についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の3つの取り組みで評価できる点や印象に残った事柄、そして課題として取り組んでいく点につきましては、先の教育方針の説明のときにもお話をさせていただきましたが、再度お答えをいたします。

1つ目の子どもの育ちを支援しますでは、多くの人が子どもの育ちに関心を持ち、積極 的な関わりをして下さっていることから、子どもたちの多くは健やかな成長が見られます。 しかし、一部には子ども自身の特性や人間関係、さらには学習意欲や学習内容の理解不足、 保護者の養育姿勢などから育ちにゆがみが見られる子もおります。

課題のある子はさまざまな要因や背景を抱えておりますので、学校、教育委員会、発達 支援センター、家庭児童相談室、警察などと連携、協力をし、それぞれの子に合った対応 を今後も進めてまいりたいと考えております。

2つ目の子どもの生き抜く力を育てますでは、私も学校、園を訪問いたしまして、保育や授業を参観しますと、子どもたちが生き生きと活動に取り組む姿を目の当たりにします。 先生と子どもとの信頼関係があり、魅力ある授業が展開されているからだと、そんなふうに受けとめております。

今後も子どもたちの発達段階に応じた教育活動を一層充実させると共に、特色ある元気 な学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。また、教育研究所等を中心にし ながら、研修を通しまして教員の指導力アップにも努めてまいります。

3つ目の誰でもどこでも学び合う環境を整備しますでは、市民への学習機会の提供、美術展覧会や文化芸術祭の開催、誰もが気軽に楽しくできるスポーツの提供などを行い、多くの市民の皆様に参加いただいております。

今後も生涯学習、生涯スポーツへの取り組みを通して、家庭や地域での交流の輪を広げ、 人も地域社会も一人ひとりが生き生きとする生涯学習社会を目指したいと考えております。 以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) いろんな機関と連携をされながら、今言われた3つ目ですか、 生涯学習、一生みんな生涯学習ですので、本当に子どもたちを主として、子どもたちが陰 に回されることのないように、子どもたちにもスポットを当てていただいて、していただ きたいなと思います。

また、先ほどもちょっと重複するかもしれませんが、特に生徒指導上の課題や貧困、無関心、虐待などの課題を抱えた家庭への対応については、訪問時の時間帯、そういうお母さん、お父さんのところに行くには時間帯の壁も厚く、なかなか踏み込みがたい課題と思われますが、スクールソーシャルワーカーとの兼ね合いも含めた、今後のそういったところの対策について、簡単でいいですのでお伺いします。

- ○議長(坂口哲哉君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) それでは、野洲市のスクールソーシャルワーカーについてのご 質問にお答えをしたいと思います。

本市ではスクールソーシャルワーカーと教員が協働をいたしまして、課題を抱えた子どもや家庭を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、子どもや家庭が抱えている悩みや課題の解決に向けた取り組みを進めているところでござます。

次年度は野洲市スクールソーシャルワーカーを、先ほども市長さんの答弁の中でもありましたように、1名を増員し、県配置の1名と合わせて6名と、学校教育課の職員がソーシャルボンドの役割を果たしながら、家庭児童相談室をはじめとした関係機関と学校が連携して貧困、虐待といった子どもや家庭の課題解決に取り組んでいきます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) 今言われたように、本当に野洲市の場合は手厚くこういったソーシャルワーカーの増員などに努めて下さっていて、一歩でも光の当たらない人たちのために、努力をいただいているというのが間近に聞かれまして、ありがたいことだと思っております。

また、一例として2月11日、元気な学校づくり事業の公開発表会に参加しましたが、 各学校が創意と工夫を生かした特色ある教育活動に取り組んでおられるさまが見て取れま した。そしてそこには地域との関わりや連携がよく見られたものです。特に先生方ですけ れども、皆さんがとても頑張ってこられた成果だと思います。

ただ、こうした特色のある教育活動はエスカレートし過ぎると、部活動なども担当しておられることで、ただでさえ多忙と重責のある教職員の肩に重くのしかかってくるのではないかと少し懸念をしたのが本当の気持ちです。子どもたちにとって家庭は無論ですが、教師の振る舞いは特に人生を大きく左右することがあります。当然目標や実践が高まる中で、無論そのことも大事ではありますが、多忙な現状の中で、教職員への身体的、精神的なケアなどについてはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) 教職員への負担についてご心配をいただいているところでございますが、元気な学校づくり事業は、各学校が教育目標を元に3つの重点目標を掲げまして、その実現に向けて主体的に取り組みを進めていただいているものでございます。地域の特色や子どもの実態に合わせて、ポイントを絞って無理のない範囲内で授業を進めてもらっております。実施計画や実施方法なども各学校で工夫して取り組める事業で、学校の、特に教職員の負担にならないように考えていただいております。

以上でございます。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) ただ今は、教職員の教育目標を3つに絞って、ポイントを絞って無理のないようにしているということで、先生方に多大なる負担がかかっているようには感じられないですけれども、これも人それぞれですので、こういうことも余りエスカレートすると負担に思う職員もあるのではないかと思いますので、今後共そういう職員の身体的、精神的なケアについて心配りをしていただきたいと、このように思っております。

また、最後になりますけれども、現代は物資にも恵まれ、生活水準も高く、支援の輪も 広がってきたように思われますが、その反面、保護者はその生活水準維持のため仕事に精 を出し、一方、子どもは塾やゲーム、携帯電話等のメール、インターネットに忙しく、本 来家庭での責任までもが学校教育現場に向けられているように思えます。そういったこと も格差や虐待などにつながっているのではないでしょうか。

教育方針はとてもすばらしい内容構成でありますが、命を軽んじたり取り残されている 子どもがないように教育支援も忘れないでいただきたいと思います。その点重複するかも しれませんが、最後にお伺いをいたします。

- ○議長(坂口哲哉君) 教育長。
- ○教育長(川端敏男君) 最後のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

岩井議員がおっしゃるとおり、命は大変大切なものでございます。また、どの子も取り 残されずに自立をさせることが教育の大きな使命でもあります。今後も一人ひとりとしっ かりと向き合いながら、その子が持っている力を引き出し、伸ばす教育ができるよう教育 委員会が学校や家庭を支援していきたいとそのように考えております。

以上でございます。

- ○議長(坂口哲哉君) 岩井議員。
- ○5番(岩井智惠子君) ありがとうございました。私も4歳で母親を亡くして、父親一人に育てられましたので、そこらの寂しさというのかも十分にわかっているので、そういう子どもたちは一人でもいなくなるように望んでいます。

以上で、リベラル野洲の会派代表の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(坂口哲哉君) お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたした いと思います。これにご異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(坂口哲哉君) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに 決定いたしました。

なお、明8日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き代表質問と一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。(午後3時36分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年3月7日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署 名 議 員 上 杦 種 雄

署名議員市木一郎